

**5. 「令和4年度大学入学者選抜に係る大学
入学共通テスト実施大綱」について（通知）**

2文科高第 280 号
令和 2 年 6 月 1 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
殿
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

(印影印刷)

「令和 4 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」について（通知）

標記の大綱について、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。

各国公私立大学におかれては、令和 4 年度以降の大学入学者選抜における、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の設定並びに入学志願者への予告・公表について、遺漏のないようお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡，甲山
T E L : 03-5253-4111 (内線4902)
F A X : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱

(令和2年6月19日付け 2文科高第280号 文部科学省高等教育局長通知)

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（以下「令和4年度大学入学共通テスト」という。）の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入学共通テストは、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）への入学志願者を対象に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学（以下「各大学」という。）が共同して実施するものである。

大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

各大学は、大学入学共通テストが、各大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制の下に、試験問題の作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務の遂行等に責任を持って取り組むものとする。

第2 出題教科・科目等

大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

第3 各大学における利用

- 1 各大学は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。

なお、入学志願者が高等学校で学んだ多様な成果を評価できるよう、できるだけ多くの教科・科目を指定することが望ましい。

- 2 各大学において、教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合には、入学志願者が複数の大学を志願し得るように配慮するとともに、高等学校の

専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないように配慮し、特定の1出題科目のみに限定しないようにすることが望ましい。

- 3 各大学は、大学入試センター試験の成績について、平成31年度及び令和2年度入学者選抜分を、大学入学共通テストの成績について、令和3年度大学入学者選抜分を、令和4年度の大学入学者選抜に利用することができる。

第4 利用に係る通知等

- 1 令和4年度大学入学共通テストから新たに利用しようとする大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合、各大学は、大学入学共通テストの出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目名等を、令和3年2月28日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

令和3年度大学入学共通テストを利用した大学や学部が、令和4年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合（一部の学部で利用しなくなる場合を含む。）は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、令和3年2月28日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 2 上記1のほか、令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、大学の改組等により、令和4年4月に新設しようとする大学や学部において令和4年度大学入学共通テストを利用しようとする場合で、別表2の2の（1）～（3）のいずれかに該当し、同表の2に記載の要件を満たす場合には、令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、大学入学共通テストを利用することができる。

- 3 令和3年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称の変更を行った場合で、引き続き令和4年度大学入学共通テストを利用する場合は、各大学は、名称の変更が決定した後速やかに、任意の様式により変更内容について、大学入試センターへその旨通知するものとする。

- 4 各大学は、上記1～3の通知を行った後、その内容について各大学のホームページに掲載する等の方法により、広く一般への情報の提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、令和4年度大学入学共通テストの実施期日は、令和4年1月15日（土）及び16日（日）とする。
- 2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

- 1 大学入学共通テストの試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 2 障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営、ICT機器の活用等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。
- 3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、令和3年6月30日までに公表するものとする。

(別表1)

出 題 教 科 ・ 科 目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国 語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公 民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数 学	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』、「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理 科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、 「生物」、「地学」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」『 』内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』はそれ以外の科目を表す。

(注3) 外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国 語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)
公 民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、 『倫理、政治・経済』	
数 学	①	「数学Ⅰ」、『数学Ⅰ・数学A』	70分
	②	「数学Ⅱ」、『数学Ⅱ・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理 科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分
	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)

外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	『英語』 【リーディング】80分 【リスニング】60分 (うち解答時間 30分) 『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 【筆記】80分
-----	--	---------------------------------	---

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、リーディングとリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択。なお、同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。
2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
 - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
 - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
3. 上記以外の教科については、1出題科目を選択

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。

(別表2)

令和4年度大学入学共通テスト(令和4年1月実施)を新たに利用する場合に備えるべき要件及び通知の期限等

<p>1 令和2年4月までに開設している大学や学部又は令和3年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的には、以下に該当する場合は通知が必要。</p>	
<p>(1) 令和3年度大学入学共通テスト(令和3年1月実施)を利用することとなっている大学の場合 ① 令和2年4月までに開設している学部について、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合 ② 令和3年4月に名称変更を行う学部について、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合 ③ 令和3年4月に新設する学部について、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合 ※上記①～③に関し、当該学部に属する一部の学科(短期大学においては専攻課程。以下同じ。)で、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和3年2月28日までに通知すること。</p>
<p>(2) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっていない大学の場合</p>	
<p>2 令和4年4月に新設する大学や学部の場合 ※令和4年度大学入学共通テストを利用するためには、下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、下の【要件】の(ア)～(エ)の全てを満たす(「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。)ものであることが必要。 ※下記の(1)～(3)に該当しない場合、令和4年度大学入学共通テストを利用することはできず、最速でも令和5年度大学入学共通テスト(令和5年1月実施)からの利用となる。</p>	
<p>(1) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和4年4月に新設する学部について、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合(「設置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。) ※当該学部に関し、一部の学科について、令和4年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに通知すること。</p>
<p>(2) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学を廃止し、令和4年4月に大学を新設する場合で、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合</p>	
<p>(3) 令和3年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和4年4月に他大学と統合する場合で、令和4年度大学入学共通テストから利用する場合</p>	

【要件】

- (ア)：令和3年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」のPR活動についての記載事項に沿ってPRを行っていること。ただし、PRの内容には大学入学共通テストの利用方法及び審査継続による保留等で大学入学共通テストの利用ができなかった場合の対応も含むこと。
- (イ)：第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記(1)～(3)のいずれかの事由による大学入学共通テストの利用を予定している旨を通知していること。
- (ウ)：令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」があった日から60日が経過していること。
- (エ)：令和4年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に対し、上記(ア)～(ウ)を満たしていることを任意の様式により通知していること。

(注) この表における認可及び届出は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に定める認可及び届出をいう。

別紙様式

令和4年度大学入学共通テストの教科・科目等の利用方法について（大学入学共通テストを新たに利用する大学及び利用する学部の通知）

大学名 (所在地)	〔記入例〕 ○○大学 (○○県○○市)
利用する学部・学科（課程、専攻等）名 (総入学定員)	○○学部○○学科（○○人）
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部について利用 前期 ○○学科(○○人) 後期 ○○学科(○○人)
入学志願者に解答させる教科・科目名	・国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理Bから1）、公民（現社、倫、政経、倫・政経から1）、理（基礎を付した科目から2、物、化、生、地学から1）から2 ・数（数Ⅰ・数Aと数Ⅱ・数B、簿、情報から1） ・外（英）
備考	・「国語」「地歴」「公民」「理科」について3教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用。 ・「理科」について基礎を付した科目は2科目の合計点を1科目の得点とみなす。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入学共通テストの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専

門高校・総合学科卒業生入試について利用」、「第2次募集による選抜について利用」等、大学入学共通テストを課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。

3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B）、公民（現社、倫、政経、倫・政経）、数（数I、数I・数A、数II、数II・数B、簿、情報）、理（物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学）、外（英、独、仏、中、韓）のように略して記入すること。

なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。

**6. 令和4年度大学入学者選抜に係る大学
入学共通テスト実施要項（通知）**

令和4年度大学入学者選抜に係る 大学入学共通テスト実施要項

〔 令和3年6月11日入試セ事一第17号
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（令和2年6月19日付け2文科高第280号文部科学省高等教育局長通知）の第7に基づく要項については、次に定めるところによるものとする。

なお、試験実施期日等については、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）の第4に基づき定めるものとする。

1 実施の趣旨等

- (1) 大学入学共通テストは、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）への入学志願者を対象に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学（大学の一部の学部等が利用する大学を含む。以下「各大学」という。）が独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）と協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする。
- (2) 大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

2 実施に当たっての業務分担等

- (1) 大学入学共通テストは、中立・公正を旨とし、試験の実施に当たっては、試験問題の漏洩や不正行為の発生など大学入学共通テストの信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、試験問題の作成、答案の採点その他の業務を適切かつ厳正に行うものとする。
また、試験を適切かつ円滑に実施するため、各種マニュアルの作成、大学入試センターと各大学間の連絡体制の構築、その他試験実施方法等について周知な準備に努めるとともに、受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努めるものとする。
- (2) 大学入学共通テストの実施に当たっての業務は、上記(1)を踏まえ、大学入試センターと各大学が次のとおり分担し、それぞれ責任を持って行うものとする。
 - ① 大学入試センター
試験問題等の作成・印刷及び輸送、受験案内等の作成、出願の受付、受験票等の送付、実施等に関する各種マニュアルの作成、各大学への実施方法等の周知、試験場の指定、答案の採点・集計、試験成績その他資料の各大学への提供、その他関連する業務
 - ② 各大学
試験問題作成に携わる者の派遣、受験案内の配付、試験場の設定、試験監督者等の選出及び実施方法等の周知、受領試験問題等の保管・管理及び設定した試験場への輸送、試験の実施、答案の整理・返送、試験成績の請求、その他関連する業務
- (3) 各大学は、大学入試センターと協力して、原則として都道府県ごとに、各大学の入学者選抜の実施責任者等による連絡会議を組織し、試験場の設定等試験実施上の具体的取扱いについて協議する

ものとする。

なお、連絡会議を組織するに当たっては、この会議の取りまとめや当該地域内の大学間の連絡調整等を行う世話大学を置き、大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

3 出題教科・科目等

- (1) 大学入学共通テストの出題は、高等学校学習指導要領に準拠して行う。
- (2) 大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別紙のとおりとする。
- (3) 大学入学共通テストは、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式とする。

4 受験案内の配付

大学入試センターは、出願の具体的手続、大学入学共通テストの実施に関する細目等を記載した受験案内を作成し、各大学及び大学入試センターが指定する発送代行業者において、これを希望者に令和3年9月1日（水）から配付する。

5 出願資格

大学入学共通テストに出願することができる者は、各大学へ入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）であって、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和4年3月31日までにこれに該当する見込みの者

6 出 願

大学入学共通テストの出願は、次のとおりとする。

- (1) 出願の期間は、令和3年9月27日（月）から10月7日（木）までとする。
- (2) 出願の方法は、次のとおりとする。
 - ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を令和4年3月卒業見込みの者は、志願票に検定料受付証明書を添えて、在学する学校の校長を経由して、大学入試センターに郵送により提出するものとする。
 - ② ①以外の者は、志願票に検定料受付証明書及び出願資格を証明する書類を添えて、直接、大学入試センターに郵送により提出するものとする。
 - ③ 入学志願者は、受験教科名及び科目数等について、次の事項を出願時に申し出るものとする。
 - ア 受験する教科名（地理歴史及び公民については、そのいずれか又は両教科を受験する場合であっても、出願登録上は1教科として取り扱う。）
 - イ 地理歴史及び公民の試験時間において1又は2科目を選択する場合のそれぞれの受験科目数
 - ウ 理科については、科目選択の方法（別紙を参照。）
 - エ 数学のグループ②の各科目のうち『簿記・会計』又は『情報関係基礎』のいずれかの科目の受験希望の有無及び外国語の各科目のうち『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』又は『韓国語』のいずれかの科目の受験希望の有無
 - ④ 大学入学共通テストの成績の通知を希望する入学志願者は、出願時に併せて申し出るものとする。

7 検定料

(1) 大学入学共通テストの検定料は、次のとおりとする。

区 分	金 額
3 教科以上を受験する場合	18,000 円
2 教科以下を受験する場合	12,000 円

(注) 検定料の算定において、地理歴史及び公民については、受験する教科数にかかわらず、受験教科数は「1」として取り扱うものとする。

(2) 検定料の払込期間は、令和3年9月1日（水）から10月7日（木）までとする。

8 確認はがきの送付等

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、令和3年10月下旬までに確認はがきを送付し、志願票記入事項の登録内容についての確認を求める。

なお、入学志願者は、受験教科等の訂正が必要な場合には、大学入試センターに届け出るものとする。

9 受験票等の送付

大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、受験番号、試験場等を記載した受験票及び志願する各大学に提出するための大学入学共通テスト成績請求票等を、令和3年12月中旬までに送付する。

10 試験場の指定

(1) 大学入学共通テストの試験場は、原則として都道府県を単位とする試験地区を設け、この試験地区内に所在する各大学が、当該試験地区内の入学志願者を収容できるよう、設定するものとする。

(2) 大学入試センターは、出願を受理した入学志願者に対し、原則として次により試験場を指定する。

① 高等学校又は中等教育学校を令和4年3月卒業見込みの者（通信制の課程によるものを除く。）については、在学する学校が所在する試験地区内の各大学が設定する試験場

② ①以外の者については、居住する試験地区内の各大学が設定する試験場

11 試験実施期日等

(1) 大学入学共通テストの実施期日は、令和4年1月15日（土）及び16日（日）とする。

(2) 大学入学共通テストの時間割は、次のとおりとする。

試験日	出題教科・科目		試験時間
第1日	地理歴史 公民	「世界史 A」 「世界史 B」 「日本史 A」 「日本史 B」 「地理 A」 「地理 B」 「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理, 政治・経済』	2科目選択 9:30～11:40 (注 1) 1科目選択 10:40～11:40
	国語	『国語』	13:00～14:20
	外国語	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』 【リーディング】 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』 【筆記】 15:10～16:30
			『英語』 【リスニング】 17:10～18:10 (注 2)
第2日	理科①	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」	9:30～10:30 (注 3)
	数学①	「数学 I」 『数学 I・数学 A』	11:20～12:30
	数学②	「数学 II」 『数学 II・数学 B』 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	13:50～14:50
	理科②	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」	2科目選択 15:40～17:50 (注 1) 1科目選択 16:50～17:50

(注 1) 地理歴史及び公民並びに理科のグループ②の試験時間において 2 科目を選択する場合は、解答順に第 1 解答科目及び第 2 解答科目に区分し各 60 分間で解答を行うが、第 1 解答科目及び第 2 解答科目の間に答案回収等を行うために必要な時間を加え、試験時間は 130 分とする。

(注 2) リスニングは、音声問題を用い 30 分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付した IC プレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うために必要な時間を加え、試験時間は 60 分とする。

(注 3) 理科のグループ①については、2 科目を受験するものとし、1 科目のみの受験は認めない。

(3) 疾病、負傷等やむを得ない事情により、大学入学共通テストを(1)に定める期日に受験できない者を対象として、次のとおり追試験を実施する。

① 実施期日は、令和 4 年 1 月 29 日 (土) 及び 30 日 (日) とする。

② 試験場は、文部科学省の決定に基づき別途設定する。

③ 追試験の受験については、所定の基準により、各大学において申請事由を審査し、許可するものとする。

(4) 雪・地震等による災害その他特別の事情により、大学入学共通テストを(1)に定める期日に実施できず又は完了しなかった場合には、実施できなかった試験分について、次のとおり再試験を実施する。

① 実施期日は、令和 4 年 1 月 29 日 (土) 及び 30 日 (日) とし、当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する。

- ② 再試験を①に定める期日より後に実施する必要がある場合には、追試験についても再試験と同一の期日に実施する。

12 得点の調整

大学入試センターは、大学入学共通テストの本試験において、次の各科目間で、原則として、20点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。

ただし、受験者数が1万人未満であった科目は得点調整の対象としない。

- (1) 地理歴史の「世界史 B」，「日本史 B」，「地理 B」の間
- (2) 公民の「現代社会」，「倫理」，「政治・経済」の間
- (3) 理科のグループ②の「物理」，「化学」，「生物」，「地学」の間

また、得点調整の実施の有無については、令和4年1月21日（金）（予定）に発表する。

13 資料の発表

- (1) 大学入試センターは、大学入学共通テストの試験問題、正解・配点を試験実施後速やかに発表する。
- (2) 大学入試センターは、大学入学共通テストの受験者数、平均点、最高点、最低点、標準偏差等を次のとおり発表する。
 - ① 中間発表 ……………令和4年1月19日（水）（予定）
 - ② 最終発表 ……………令和4年2月7日（月）（予定）
- (3) 大学入試センターは、大学入学共通テストの科目別得点等における9段階の段階表示（以下「段階表示」という。）の換算表を令和4年1月21日（金）（予定）に発表する。

14 成績の請求及び提供等

- (1) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された大学入学共通テスト成績請求票に基づき、入学志願者の大学入学共通テストの成績を大学入試センターに請求するものとする。
- (2) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、当該大学の入学志願者の試験成績を速やかに提供する。
- (3) 大学入試センターが、各大学に提供する成績等の内容は、次のとおりとする。
 - ① 個人別の科目別得点（『国語』については、大学が特定の分野の利用を指定した場合は、科目別得点及び分野別得点*。『英語』については、リーディング、リスニング別の得点。）及びその合計点
なお、地理歴史及び公民並びに理科については、次のとおりとする。
 - ア 地理歴史及び公民で2科目を受験した者又は理科のグループ②で2科目を受験した者については、大学からの請求に基づき、第1解答科目、第2解答科目別の得点及びその合計点、又は第1解答科目の得点を提供する。
 - イ 理科のグループ①を受験した者については、選択した科目別の得点及びその合計点を提供する。
 - ② ①で提供する個人別の科目別得点等における段階表示
なお、国語、英語、地理歴史及び公民並びに理科については、(3)①に基づき、次のとおりとする。

* 分野別得点の詳細は、大問別に近代以降の文章（2問100点）、古典（古文（1問50点）、漢文（1問50点））とする。

ア 『国語』については、分野別得点の段階表示は提供しない。

イ 『英語』については、リーディング、リスニング別得点の段階表示を提供する。

ウ 地理歴史及び公民で2科目を受験した者又は理科のグループ②で2科目を受験した者については、第1解答科目、第2解答科目の合計点の段階表示は提供しない。

エ 理科のグループ①を受験した者については、合計点の段階表示も提供する。

③ 全受験者の科目別（『英語』については、リーディング、リスニング別）の平均点、標準偏差、段階表示における段階ごとの人数等

なお、理科のグループ①については、合計点の平均点、標準偏差及び段階表示における段階ごとの人数は提供しない。

④ 過年度（平成31年度大学入学者選抜、令和2年度大学入学者選抜）の大学入試センター試験及び過年度（令和3年度大学入学者選抜）の大学入学共通テストに係る個人別の科目別得点及びその合計点等

なお、大学入試センター試験の成績については、個人別の科目別得点等における段階表示は提供しない。

(4) 大学入学共通テストの成績提供の日程は、次のとおりとする。

① 令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの成績

令和4年2月7日（月）以降に行う。

② 過年度（平成31年度大学入学者選抜、令和2年度大学入学者選抜）の大学入試センター試験及び過年度（令和3年度大学入学者選抜）の大学入学共通テストに係る成績

令和3年6月1日（火）から令和4年3月31日（木）まで行う。

ただし、令和3年9月27日（月）から11月30日（火）まで、及び令和4年1月14日（金）から2月6日（日）までの期間を除く。

(5) 各大学は、大学入試センターから(3)に係る個人別成績の提供を受けるに当たっては、入学志願者1人1回につき、1,200円の成績提供手数料を大学入試センターへ納付するものとする。

(6) 各大学は、提供された(3)に係る個人別成績を、当該大学の判断により受験者本人に開示することは差し支えないこととするが、その保管・管理等に十分配慮するものとする。

なお、開示時期は、令和4年4月1日（金）以降とするものとする。

15 障害等のある入学志願者に対する受験上の配慮

大学入学共通テストの実施に当たっては、障害等のある入学志願者に対し、障害等の種類・程度に応じ、申請に基づき審査の上、次のような配慮をする。

(1) 点字による出題・解答、拡大文字による出題、試験時間の延長、マーク方式によらない文字又はチェックによる解答、代筆による解答、手話通訳者の配置、介助者の配置、特定試験室の指定、パソコンの利用等

(2) 重度難聴者などリスニングを受験することが困難な者については、リスニングの受験を免除

16 試験の実施経費

(1) 大学入試センターは、別に定める基準に基づき、予算の範囲内において、各大学が分担する試験実施業務に係る経費を配分する。

(2) 大学入試センターは、(1)の配分に当たり、各大学と所要の取決めを行う。

17 成績の本人通知

- (1) 大学入試センターは、大学入学共通テスト出願時の入学志願者本人からの希望の申出に基づき、成績を通知する。
- (2) 成績通知は、令和4年4月1日（金）以降に行う。
- (3) 成績通知手数料は800円とし、成績通知を希望する入学志願者は、検定料と併せて納付するものとする。

18 その他

前各項に定めるもののほか、大学入学共通テストの実施に関する細目のうち、一括して処理することが適当と認められるものについては、大学入試センターが別に定める。

また、大学入学共通テスト実施に当たっての新型コロナウイルス感染症予防対策等については、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日付け大学入学者選抜協議会決定）等に基づき、大学入試センターが別に定める。

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題教科・科目の出題方法等

教科	グループ	出題科目	出題方法等	科目選択の方法等	試験時間(配点)
国語		『国語』	「国語総合」の内容を出題範囲とし、近代以降の文章、古典(古文、漢文)を出題する。		80分(200点)
地理歴史		「世界史A」 「世界史B」 「日本史A」 「日本史B」 「地理A」 「地理B」	『倫理、政治・経済』は、「倫理」と「政治・経済」を総合した出題範囲とする。	左記出題科目の10科目のうちから最大2科目を選択し、解答する。 ただし、同一名称を含む科目の組合せで2科目を選択することはできない。 なお、受験する科目数は出願時に申し出ること。	1科目選択 60分(100点) 2科目選択 130分(うち解答時間120分) (200点)
公民		「現代社会」 「倫理」 「政治・経済」 『倫理、政治・経済』			
数学	①	「数学I」 『数学I・数学A』	『数学I・数学A』は、「数学I」と「数学A」を総合した出題範囲とする。 ただし、次に記す「数学A」の3項目の内容のうち、2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔場合の数と確率、整数の性質、図形の性質〕	左記出題科目の2科目のうちから1科目を選択し、解答する。	70分(100点)
	②	「数学II」 『数学II・数学B』 『簿記・会計』 『情報関係基礎』	『数学II・数学B』は、「数学II」と「数学B」を総合した出題範囲とする。 ただし、次に記す「数学B」の3項目の内容のうち、2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 〔数列、ベクトル、確率分布と統計的な推測〕 『簿記・会計』は、「簿記」及び「財務会計I」を総合した出題範囲とし、「財務会計I」については、株式会社の会計の基礎的事項を含め、財務会計の基礎を出題範囲とする。 『情報関係基礎』は、専門教育を主とする農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に関する基礎的科目を出題範囲とする。	左記出題科目の4科目のうちから1科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、『簿記・会計』及び『情報関係基礎』の問題冊子の配付を希望する場合は、出願時に申し出ること。	60分(100点)
理科	①	「物理基礎」 「化学基礎」 「生物基礎」 「地学基礎」		左記出題科目の8科目のうちから下記のいずれかの選択方法により科目を選択し、解答する。	【理科①】 2科目選択 60分(100点)
	②	「物理」 「化学」 「生物」 「地学」		A 理科①から2科目 B 理科②から1科目 C 理科①から2科目及び理科②から1科目 D 理科②から2科目 なお、受験する科目の選択方法は出願時に申し出ること。	【理科②】 1科目選択 60分(100点) 2科目選択 130分(うち解答時間120分) (200点)

外国語		『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』は、「コミュニケーション英語Ⅰ」に加えて「コミュニケーション英語Ⅱ」及び「英語表現Ⅰ」を出題範囲とし、【リーディング】と【リスニング】を出題する。 なお、【リスニング】には、聞き取る英語の音声を2回流す問題と、1回流す問題がある。	左記出題科目の5科目のうちから1科目を選択し、解答する。 ただし、科目選択に当たり、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』及び『韓国語』の問題冊子の配付を希望する場合は、出願時に申し出ること。	『英語』 【リーディング】 80分(100点) 【リスニング】 60分(うち解答時間30分) (100点) 『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』 【筆記】 80分(200点)
-----	--	---	--	--	--

備考 1 「 」で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』はそれ以外の科目を表す。

- 2 地理歴史及び公民の「科目選択の方法等」欄中の「同一名称を含む科目の組合せ」とは、「世界史A」と「世界史B」, 「日本史A」と「日本史B」, 「地理A」と「地理B」, 「倫理」と『倫理, 政治・経済』及び「政治・経済」と『倫理, 政治・経済』の組合せをいう。
- 3 地理歴史及び公民並びに理科②の試験時間において2科目を選択する場合は、解答順に第1解答科目及び第2解答科目に区分し各60分間で解答を行うが、第1解答科目及び第2解答科目の間に答案回収等を行うために必要な時間を加えた時間を試験時間とする。
- 4 理科①については、1科目のみの受験は認めない。
- 5 外国語において『英語』を選択する受験者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。
- 6 リスニングは、音声問題を用い30分間で解答を行うが、解答開始前に受験者に配付したICプレーヤーの作動確認・音量調節を受験者本人が行うために必要な時間を加えた時間を試験時間とする。

**7. 令和4年度大学入学者選抜に係る
大学入学共通テスト
新型コロナウイルス感染症対策**

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト
新型コロナウイルス感染症対策等

〔 令和3年9月14日入試セ事一第58号
独立行政法人大学入試センター理事長通知 〕

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項（令和3年6月11日付け入試セ事一第17号独立行政法人大学入試センター理事長通知）の18に基づき、令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和3年6月4日付け大学入学者選抜協議会決定）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を次のとおり定める。

なお、感染症対策等については、ガイドラインのうち共通テストを実施する上で必要な箇所を抜粋し（枠囲み）、そこに共通テスト固有の感染症対策等を追記している。

1. 試験室の設定等

(1) 試験室の確保【ガイドライン2(1)①・③関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

①試験室の確保

可能な限り受験生の人数を通常の講義、会議等での使用時における収容定員の半分程度以内とすることが望ましいが、試験室については、もともと不正防止等の観点から③で示す座席間の距離が確保されており、本ガイドラインで示すその他の様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であること。

③試験室の座席間の距離の確保

試験場ごとに、教室の数や大きさ、受験者数が異なることが想定されるが、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

- 受験者の座席について、なるべく1メートル程度の間隔が確保され、マスク着用の義務付け等、ガイドラインで示された様々な感染症対策を講じていれば、試験室の確保について追加的な対応は不要であることとされていることから、令和4年度共通テストにおける試験室の設定の考え方は変更しないものとする。

(2) 別室の確保【ガイドライン2(1)⑦, (2)①・④関係】

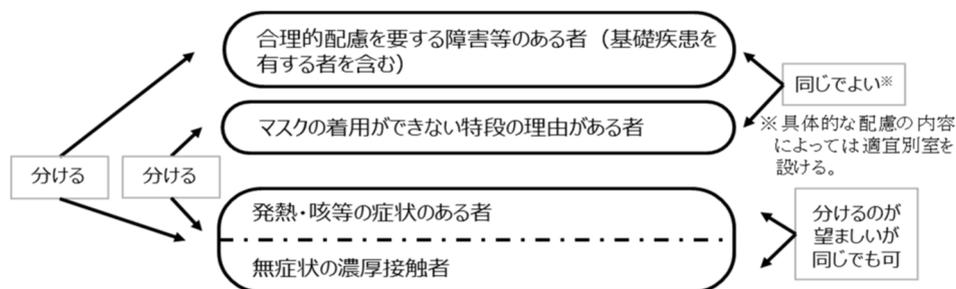
2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑦別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、大学等の実情に応じ、可能であれば医師、看護師等の待機場所から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生のための別室とは別に確保すること（別室の設定については、下図並びに2. (2) ①の※及び④iv) の※も参照すること）。



(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- 共通テストにおいては、病気・負傷や障害等によりマスクを着用することが困難で、マスクを着用せずに受験することを希望する場合は受験上の配慮申請を行い、別室での受験を申請すること（「受験案内」15 ページ及び「受験上の配慮案内」参照。）。なお、マスクを着用することが困難である旨あらかじめ申出がない受験者については、追試験の受験申請及び受験上の配慮申請を案内することとし、受験は認めないこと。

(3) 医師、看護師等の配置【ガイドライン2(1)⑥関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑥医師、看護師等の配置

発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、大学等の実情に応じ、医師、看護師等の配置に努めること。

- 受験生の体調不良の申出に適切に対応するため、令和4年度共通テスト実施要領のとおり、休養室又は医務室等（以下「休養室等」という。）に医師を配置（医師の配置が困難な場合には看護師等を配置）すること。
- 体調不良者に対応するための休養室等についても、「2. 各種感染症対策」に示すような試験室と同等の感染症対策を講じること。
- 体調不良者を検温するため、休養室等には体温計を準備すること。

(4) 受験者等の控室の設置【ガイドライン2(1)②・⑬関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

②受験生控室の確保

試験の実施方法によって、受験生控室を確保する必要がある場合には、本ガイドラインで示す様々な感染症対策を講じるとともに、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為は控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験生への注意喚起を行うこと。

⑬保護者控室の設置

試験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受験以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者控室については原則設置しないことが望ましいこと。ただし、受験生への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受験生と同等の感染予防を講じることが条件に、入場を認めること。

- 受験者の控室を設置する場合、座席については、なるべく1メートル程度の間隔を確保し、マスク着用の義務付け、換気の実施等、「2. 各種感染症対策」に示すような試験室と同等の感染症対策を講じた上で、控室内の飲食や会話等感染リスクの高い行為を控えることを記載した案内紙を掲示するなど、受験者への注意喚起を行うこと。
- 保護者等の控室は原則設置しないこととし、受験者以外の入場は、受験上の配慮として付添者の同伴を許可している場合など限定的に行うこと。
- 同伴を許可している場合には、付添者の氏名、連絡先等を確認すること。また、付添者の控室等についても、「2. 各種感染症対策」に示すような試験室と同等の感染症対策を講じること。

2. 各種感染症対策

(1) 受験者のマスク着用の義務付け等【ガイドライン2(1)④, 2(2)①関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

④マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

(参考) 正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

- 試験当日、マスクを着用していない受験者がいた場合には、あらかじめ各試験場で準備したマスクを試験場の入口等で配付し、試験場では常に鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用させること。
- 休憩時間や昼食時、試験場への入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう、掲示物等による注意喚起を行うこと。

(2) 試験室ごとの手指消毒の実施・速乾性アルコール製剤等の準備【ガイドライン2(1)④, 2(2)②関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

④マスク、速乾性アルコール製剤の準備

試験場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

(2) 試験当日の対応

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験室の出入口付近に速乾性アルコール製剤等を置き、入退室を行うごとに手指消毒を行うよう、掲示等で周知すること。
- 試験室以外にも、建物入口や受験者控室など受験者が出入りする場所及び予備の試験室の入口にも設置すること。

(3) 換気の実施【ガイドライン2(2)⑦関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

⑦換気の実施

試験室の大きさやそれに対する受験生の数、出題科目ごとの試験時間が異なるなど、事情が様々であることから、一律に換気の日安を示すことは難しいものの、可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、1科目終了ごとに、できるだけすべての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。また、試験室のドア等を介した間接的な接触を回避するため、試験実施上、支障のない範囲で受験生が利用するドアの常時開放等の工夫をすることが望ましい。

- 1科目終了ごとにできるだけ全ての窓を可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放することが望ましいこと。なお、「地理歴史、公民」及び「理科②」の2科目

受験者試験室の中間時間については、可能な範囲で実施すること。

- 受験者が利用するドアについて、休憩時間中は支障のない範囲で常時開放すること。
- 寒冷地の試験場については、当日の気温や気候状況等により、10分程度以上連続して開放することが困難な場合には、温度・湿度が適切に維持されるよう、例えば、暖房設備を稼働させつつ、よりこまめに短時間の換気を繰り返し実施するなどの工夫を行うこと。

(4) 昼食時の対応【ガイドライン2(2)⑧関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

⑧昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、待機室、食事用控室、学生食堂の開放等を行わず、受験生には昼食持参と自席での食事を要請すること。通常、試験室での飲食を禁止している大学等においては、試験日については自席での飲食を認めること。また、短時間の食事に比べ長時間に及ぶ飲食は感染リスクが高まることから、あらかじめその時間を限定して設定すること。

- 試験室の自席で昼食をとるよう、監督者から指示をすること。
- 共通テストの昼食については、1日目は「国語」の入室終了時刻の15分前までに、2日目は「数学②」の入室終了時刻の15分前までに終わらせるよう、監督者から指示をすること。
- また、昼食中は会話を控えることや、昼食をとり終えた後は速やかに鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用することを併せて監督者から指示をすること。
※ 受験上の配慮を許可されている者については、症状等に応じて適切に対応すること。

(5) トイレの使用【ガイドライン2(1)⑪関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑪トイレの使用

トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとるとともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。大学等の実情に応じ、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保すること。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に該当する受験生に対し別

室での受験を認める場合は、試験運営上、可能な限り、トイレを別に確保することが望ましい。

- 受験者が混雑を避けてトイレを利用したことにより、次の試験時間の受験者入室終了時刻までに間に合わない場合には、その状況等により、適宜、試験開始時刻を繰り下げるなどの対応をとること。

(6) 試験室の机、椅子の消毒【ガイドライン2(1)⑧、2(3)②関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑧試験室の机、椅子の消毒

試験開始前の72時間以上使用していない試験室を除き、試験前日に次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。また、試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに拭き取りによる消毒を行うこと。

試験開始前の72時間以内に、試験場となる施設の関係者の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること（消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる）。

(3) 試験終了後

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続し、座席利用者が異なるような場合には、当日の試験終了ごとに次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。なお、試験終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、吐しゃ物などの汚物がない限り、特に消毒は必要ないこと。

- 試験開始前72時間以上使用していない机、椅子については、試験前日の消毒は必要ないこと。
- 原則として、受験者は2日間同じ座席であるため、1日目終了後に消毒を行うことは必要ないが、何らかの理由で座席を移動した場合には、当該受験者の座席について消毒を行うこと。
また、体調不良を申し出た受験者の座席について、当該試験時間終了後に、当該受験者が使用していた座席の消毒を行うとともに、移動後の座席についても、当該受験者のその日の受験科目終了後に消毒を行うこと。
- 試験室（試験実施本部含む。）等として利用した教室等について、共通テストの全

日程終了後の翌日に授業を行うなど利用する機会がある場合には、試験終了後、消毒を行うこと。

(7) その他

- 各試験室において主任監督者が受験者に口頭で指示することを考慮し、マスクの着用に加え、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保し、飛沫対策を講じること。なお、試験室の構造上、主任監督者と受験者との距離を2メートル以上確保できない場合は、ビニールカーテンを設置するなどの代替措置を講じること。

3. 試験場入場時等の対応

(1) 試験場への入場方法の検討【ガイドライン2(1)⑩関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑩試験場への入場方法の検討

入場開始時間を早めることなどにより、試験開始までの時間に余裕を持たせたり、受験番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

- ガイドラインを踏まえ、入場時の混雑を避けるための工夫を検討し、大学のホームページ等であらかじめ周知すること。

(2) 試験場入場前の対応【ガイドライン2(2)⑨関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

⑨試験場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、必ずしも全員に一律に行う必要はないこと。ただし、試験場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すことが望ましい。

- 試験場の入口には、発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の受験者は申し出るよう案内を掲示し、注意喚起を行うこと。また、実際に体調不良の申出があった場合は、

当該受験者を休養室等へ移動させ、その後の対応は「4. 発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者への対応」のとおりとすること。

- 令和4年度共通テストにおいても引き続き自主検温を行うこととし、どの試験場も、試験場入場時におけるサーモグラフィ等による受験者の検温を行わないこと。

(3) 試験終了時の試験室からの退室方法の検討【ガイドライン2(1)⑫関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑫試験終了時の試験室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各試験室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

- 試験終了後の一斉退出による混雑を避けるため、監督者から他の人と一定間隔を空けるよう、指示を行うこととしているが、このほかに、各大学の試験室の態様及び座席配置状況等を踏まえ、あらかじめ退室の順番や、試験場からの退出方法等を検討し、監督者から必要な指示をすること。

4. 発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者への対応【ガイドライン2(2)

③関係】

(別紙1「発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者の休養室等での対応」参照)

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験当日までに発熱・咳等の症状を理由に受験生から追試験の受験等の申出があり、診断書の提出等を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。

また、試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者より確認し、本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、診療室で対応することを案内しつつ、追試験による対応等を提示すること。ただし、追試験を受験することなどが難しいなど特別な事情がある場合には、別室での受験を提示することができること。

- 共通テストにおいては、追試験の受験申請を行う場合には医師の診断書の提出を求めることとするが、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫等により、保健所等から自宅待機を要請されている等の理由のため診断書の提出が困難な場合でも、追試験の受験申請ができることとすること。なお、この場合の申請方法等については、改めて大学入試センターから周知する。
- 監督者から各試験時間帯の受験者入室終了後の指示事項において、受験者に対して発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合は申し出るよう指示することとし、申出があった場合は、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。また、解答開始後に体調不良の申出があった場合についても、試験開始前に申出があった場合と同様に、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。
- 休養室等では医師等により、別紙2「令和4年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)に基づき、受験者の症状について確認を行い、必要に応じて応急処置等を講じること。
- 共通テストにおいては、どの試験場も、チェックリストの項目に該当した受験者については、追試験の受験申請を案内することとし、特別な事情の有無にかかわらず、例外なく、それ以降の受験は認めないこと。
- チェックリストの項目に該当しない受験者が、継続受験を希望する場合には別室での受験とし、受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置とすること(当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない)。なお、継続受験を希望しない場合には、追試験の受験申請を案内すること。
- 受験者から体調不良の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で当該受験者の受験を中断し、試験開始前に体調不良の申出があった場合と同様に、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。
- これらの対応を踏まえ、共通テストにおいては、追試験の受験許可の単位は、原則として2日分又は1日分の教科・科目としているが、1日目又は2日目において、当該試験日に一つの教科・科目でも受験した者についても、当該試験日に体調不良を申し出た場合(明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断し、受験を中断した場合を含む。)は、体調不良を申し出た時点で終了していない試験時間帯以降(解答開始後に体調不良を申し出た場合は、次の試験時間帯以降)の教科・科目を対象として追試験の受験申請ができることとすること。

なお、チェックリストの項目に該当した受験者が1日目に追試験の受験申請をした場合、併せて2日目についても、追試験の受験申請をさせること。

5. 無症状の濃厚接触者への対応【ガイドライン2(2)④・⑤関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

④無症状の濃厚接触者*への対応

*本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者をいう。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受験生や試験監督者に感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）ことから、各大学の実情等を勘案の上、無症状の濃厚接触者の受験を認めることができること。当日受験させないこととする場合は、追試験による対応等を提示すること。

i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受験不可とし、その者については追試験を受験させること。

ii) 受験当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明する義務はないため、入学志願者から無症状の濃厚接触者であることの申告をあらかじめ受け、上記i)及びii)の要件を満たすことを確認した上で受験を認めること（保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者が本項の対象であり、単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受験をさせること）。

iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

※該当者に対し、あらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

iv) 終日、別室で受験すること

※発熱・咳等の症状のある受験生のために準備している別室に加え、試験運営上、可能な限り、新たな別室を設けることが望ましい。無症状の濃厚接触者と発熱・咳等のある受験生を同じ別室で受験させる場合であっても、それらの受験生と基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受験生を同一の別室で受験させないこと。

⑤無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室まで他の受験生と接触しない動線を確保すること

※完全に動線を別に設ける必要はなく、受験生同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染症対策上は問題ない。

- ii) 別室では受験生の座席間隔を2メートル以上確保すること
- iii) 受験生と試験監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること
- iv) 受験生も試験監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

※試験時間中は、頻繁に会話をするような状況も生じないことから、上記の条件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられておれば、他の受験生や試験監督者が感染するおそれは極めて少ない（日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い）。

○ 共通テストにおいては、どの試験場も、受験希望の申出があった無症状の濃厚接触者がガイドライン2(2)④のi)～iv)のいずれの要件も満たしている場合は、受験を認めることとすること。

○ 無症状の濃厚接触者からの受験希望の申出は、受験を予定している試験場の大学において令和4年1月14日（金）の午前10時まで受け付けることとし、申出があった場合には、以下の事項について自署した書面をメール等で提出させた上で、ガイドラインに基づき対応すること。

（申出時に報告が必要な事項）

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果

6. 保健所等の行政機関への協力【ガイドライン2(1)⑮, (3)③関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑮関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合には、濃厚接触者の特定を行うため、試験場ごとの受験者リス

トを域内の保健所等に共有する必要が生ずるなど、状況に応じ、関係機関と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

(3) 試験終了後

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、当該試験場の大学等は、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

※単に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の通知を受けたのみの者は、感染者にも濃厚接触者にも該当するものではなく、本項で定める協力が必要になるのは、保健所等の行政機関から要請を受けた場合であること。

- 試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験者や監督者等がいた場合に備え、「入学志願者名簿」や試験実施関係者の名簿等を準備し、濃厚接触者の特定など保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うとともに、大学入試センターにもその旨連絡をすること。

7. 監督者等への周知事項等

試験実施本部において、次の事項を定め、監督者等にあらかじめ周知すること。

【事前準備】

(1) 監督者等に対する感染症対策の要請等【ガイドライン2(1)⑭関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑭試験監督者等に対する感染症対策の要請

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面)を回避すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。

(2) 監督者等の体調管理等【ガイドライン2(1)⑮, (2)⑥関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(1) 事前の準備

⑤ 試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

(2) 試験当日の対応

⑥ 体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保するため、監督者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族などの関係者自身の健康管理の協力要請について、あらかじめ周知を行うこと。

【試験当日の対応】

(3) 監督者等への周知事項【ガイドライン2(2)①・②関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(2) 試験当日の対応

① マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆うこと）を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。試験監督者等についても同様であること。なお、何らかの事情によりマスクの着用が困難な者も想定されるが、そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。

※発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者とは同室にしないこと。

(参考) 正しいマスクの付け方（厚生労働省HPより）



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>



<https://www.youtube.com/watch?v=VdyKX4eYba4>

②試験室ごとの手指消毒の実施

試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。試験監督者等についても同様であること。

- 試験場本部や試験室の入退室を行うごとに、速乾性アルコール製剤等で手指消毒を行うこと。また、無症状の濃厚接触者である受験者のいる別室においては、特にマスクの着用や手指消毒等の基本的な感染症対策を徹底すること。
- 主任監督者は、マスクを着用したまま指示事項等の発言を行うこと。そのため、発言内容について受験者がしっかり聞き取れるように発言すること。
また、他の監督者は、試験室内の主任監督者から離れた位置でも発言内容が聞き取れるかどうか必ず確認し、聞き取れない場合は、直ちに主任監督者に知らせ、試験の進行に支障が生じないようにすること。

(4) 受験者から体調不良の申出があった場合の対応

- 受験者から体調不良の申出があった場合には、その内容や申出時間等の必要事項を確認の上、監督要領及び「4. 発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た受験者への対応」のとおり対応すること。
- なお、受験者から体調不良の申出がない場合でも、明らかに激しい咳を何度もしていることなど、当該受験者の症状が他の受験者に影響があると監督者において判断できる場合には、試験場本部に連絡した上で当該受験者の受験を中断し、試験開始前に体調不良の申出があった場合と同様に、連絡員等が受験者を休養室等へ移動させるとともに、監督者は試験場本部に連絡すること。

【試験終了後の対応】

(5) 監督者等の健康観察【ガイドライン2(3)①関係】

2. 試験場の衛生管理体制等の構築

(3) 試験終了後

①試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後2週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、各大学の労務管理上、適切な対応をとること。

- ガイドラインを踏まえ、対応すること。

8. その他【ガイドライン3関係】

3. 受験生に対する要請事項

試験場における感染拡大を防止し、受験生自身が安心して受験できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受験生に要請しておくべき事項を整理しておくことが必要である。例えば、以下のようなことが挙げられる。

①感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認すること。

(参考) 受験生のみなさんへ ~新型コロナウイルス感染防止のための注意事項~



https://www.mext.go.jp/content/20201218-mext_daigakuc02-000005144_1.pdf

②医療機関での受診

試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受験生はあらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受験できない者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者は受験できないこと。なお、大学入試センター及び各大学は、新型コロナウイルス感染症に罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を、受験要件にしないこと。

発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、上記2.(2)④⑤で示す条件のもと、各大学の判断により、受験できる場合があることから、受験予定の大学に問い合わせ受診の可否を確認すること。

海外から日本に入国して受験する場合、受験生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後の待機期間中は受験できないこと。

④受験の取り止め

大学入試センターと各大学は、新型コロナウイルス対応の専用ホームページなどを通じて、追試験等の実施方法や日時等に関する情報を提供しつつ、試験の前から継続して発熱・咳等の症状のある受験生は、当初予定していた日程ではなく、追試験等の受験を検討すること。

⑤試験当日における対応

発熱・咳等の症状のある受験生は、試験当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め、追試験等の受験を検討すること。また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状のある受験生は、その旨を試験監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク(何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ受験する大学に相談すること)を持参し、試験場では、昼食時以

外は常に着用すること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥試験当日の服装、昼食

試験当日、試験室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、試験場で食堂の営業等を行わないため、昼食を持参し、あらかじめ指示された時間内に自席で食事をとること。

また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

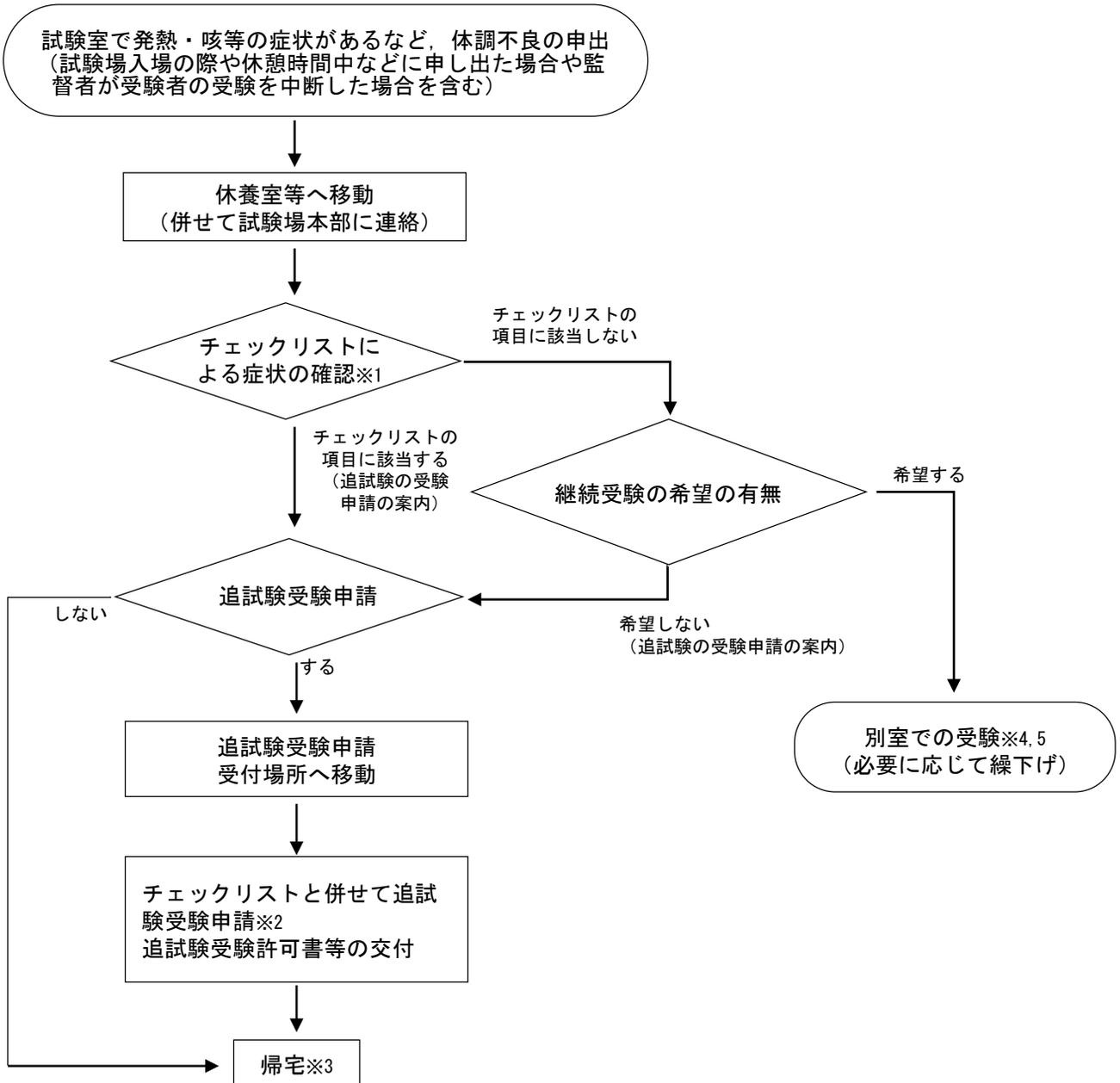
⑨新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード

「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）は、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、その後の検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、これを活用することが望ましいこと（地域独自のQR コード等による追跡システムがある場合には、その利用についても呼びかけることが考えられる。）。なお、通知を受けたことが直ちに濃厚接触者であることを意味するものではないことに留意すること。

- 試験場における感染拡大を防止し、受験者自身が安心して受験できる環境を確保していくため、試験場では常に鼻と口の両方を確実に覆うようマスクを正しく着用することなどの試験場における適切な行動や、発熱・咳等の症状があるなど、体調不良の場合の対応など、あらかじめ受験者に要請しておくべき事項については、大学入試センターから受験票とともに送付する「受験上の注意」やホームページにおいて、あらかじめ周知する。
- また、今後、地区により感染が拡大した場合においても、受験者が安心して受験できる環境を確保していくため、受験者への試験前2週間程度の健康管理の要請はもとより、その家族や高等学校の教員などの関係者自身の健康管理の協力要請について、ホームページにおいて、あらかじめ周知する。
- 保健所から濃厚接触者に該当するとされた受験者のうち、無症状の者については、以下のいずれの要件も満たしている場合には、受験が認められることから、受験を希望する場合には、令和4年1月14日（金）の午前10時までに受験を予定している試験場の大学に申し出ること。

- i) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること
 - ※ 検査結果が判明するまでは受験はできないため、その場合は追試験の受験申請をすること。
- ii) 受験当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
- iv) 終日、別室で受験すること

発熱・咳等の症状があるなど、体調不良を申し出た
受験者の休養室等での対応



※1 休養室等では、医師等により、当該受験者の症状をチェックリストにより確認、必要に応じて応急処置等の実施

※2 当日の受験状況等により追試験受験申請の対象となる教科・科目が異なることから、試験場本部要員がどの教科・科目以降が追試験受験申請の対象となるか確認

※3 解答開始後に申出があった場合や、監督者において受験者の症状が他の受験者に影響があると判断し、当該受験者の受験を中断させた場合は、当該試験時間が終了するまで休養室等で一時休養させるなどした上、当該試験時間終了後に帰宅させること

※4 当該別室は体調不良者のために設置する予備の試験室（受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置）

※5 当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない

令和4年度大学入学共通テスト 健康状態チェックリスト

実施大学記入欄			
令和4年1月 日 時 分 (申出等時刻)			
令和4年1月 日 時 分 (試験室退室時刻)	大 学 名		
令和4年1月 日 時 分 (継続受験申出時刻)	試 験 場 名		
【申出等時刻の区分】	【試験室退室の区分】	試 験 場 コ ー ド	
<input type="checkbox"/> 試験開始前	<input type="checkbox"/> 受験者からの申出による退室		
<input type="checkbox"/> 試験時間中	<input type="checkbox"/> 監督者による中断指示による退室		
<input type="checkbox"/> その他 ()	(教科・科目:)	受 験 番 号	氏 名

【確認結果のチェック欄は、受験者本人が記入しても構いませんが、必ず医師又は看護師が確認してください。

なお、確認結果に該当する項目がある場合、持病（喘息、平熱が高めなど）の有無について確認してください。

持病があると申し出た場合、当該確認項目の内容と申し出た持病の症状を踏まえ、状況により確認結果に該当しない取扱いとさせていただきます。】

	確認項目	確認結果	
A	発熱の症状がある (37.5度以上) 〔 度〕 ※検温結果を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	息苦しさ (呼吸困難) がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	強いだるさ (倦怠感) がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
B	味を感じない (味覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	臭いを感じない (嗅覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	咽頭痛が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	下痢をしている (持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	過去2週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域等の在住者との濃厚接触 (1 m程度以内で15分以上接触) がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ



- ・ A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する場合は、当該受験者だけではなく他の受験者や監督者等の安全確保のため、**継続して試験を受けることはできません。追試験の受験申請をすることになります (1日目に追試験の受験申請をする場合、2日目についても受験申請をすることになります。)**。
- ・ 確認項目に該当しない場合、又は、B欄で1項目のみ該当する場合で受験者が希望する場合は、**継続して試験を受けることができます。**

(その他の症状) ※上記の確認項目以外の症状を記入してください。

確認者名 (自署) :

※必ず医師又は看護師のご署名をお願いします。

注)本紙は、追試験の受験申請をする場合に必要な資料として取り扱います。

試験場本部 記入欄	追試験受験申請(帰宅)		継続受験	
	あり	なし	別室	当初試験室

8. 国立大学の2022年度入学者選抜に ついての実施要領

国立大学の2022年度入学者選抜について の実施要領

令和2年6月15日
改訂 令和3年7月5日
国立大学協会

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う受験者対応および、「前期日程」「後期日程」追試験に係る業務などの特例措置についてはP7以降に記載。

I 一般選抜に関する事項

1 各大学・学部一般選抜の実施方式について

各大学・学部一般選抜の実施は、次に示す分離分割方式によって行う。

○ 「分離分割方式」

- (a) 先ず、「前期日程」の試験を実施し、その合格者の発表を行い、合格者に入学手続を行わせ、次に、「後期日程」の試験の実施とその合格者の発表を行い、入学手続を行わせる。
- (b) この際、「前期日程」の試験に合格し、「入学手続前期締切期日」（2022年※3月15日）までに入学手続を完了した者については、「後期日程」に出願し、受験しても、「後期日程」の大学・学部の合格者とはしない。
- (c) 「前期日程」又は「後期日程」の試験に合格し、その入学手続を行わなかった者は、その合格した大学・学部への入学を辞退したものとして取り扱う。

2 各大学・学部一般選抜の実施日程の期日について

各大学・学部一般選抜の実施日程を、次に示すとおりとする。

○ 「前期日程・後期日程」

2月25日をその試験第1日として「前期日程」の試験を行い、次に、3月12日以降に「後期日程」の試験を開始する。

3 一般選抜への出願について

- (a) 国立大学志願者は、前記2に示す「前期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、「後期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、合計二つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (b) 各大学・学部一般選抜への出願期間は、1月24日から2月4日までとする。
※出願期間を考慮して、2月4日の消印有効とするなどの配慮に努めるものとする。
また、郵便事情等を考慮し、受験者に出願の際に、メールやFAX等の手段を用いて出願する大学に出願書類の送付等を求めるなどして手続に遺漏がないように努める。

※別段の記載がない限り、日付は2022年とする。

- (c) 一つの大学内での異なる学部又は同一学部内での異なる学科・課程・専攻等の募集単位に関し、その志望の順位をつけて出願させ、入学者選抜を行う場合については、従来どおり各大学・学部・学科等の定めるところによるものとする。
- (d) 前記(c)の出願については、「一つの大学内での複数志望」として取り扱うので、このような場合についても前記(a)に示した合計二つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (e) 一つの大学内で、「前期日程」と「後期日程」の試験について、異なる学部間の併願を認めるか否かについては、当該大学・学部の定めるところによるものとする。

4 一般選抜の合格者数について

「前期日程」及び「後期日程」のそれぞれの合格者数は、それぞれの日程について公表した募集人員数を原則として下回ってはならないものとする。

5 合格者の発表及び合格者の入学手続期日について

- (a) 各大学・学部は、前記2の日程により一般選抜を実施し、次の各区分に従って合格者の発表を行う。
- (b) 「前期日程」は3月6日から3月10日までに合格者を発表し、3月15日を入学手続締切期日とし、これを「入学手続前期締切期日」と称する。
- (c) 「後期日程」は、3月20日から3月23日まで(できる限り3月22日まで)に合格者を発表し、3月26日を入学手続締切期日とし、これを「入学手続第1次締切期日」と称する。
- (d) 「2段階選抜」に係る第1段階の選抜の結果発表は、「前期日程」については、2月15日までに、「後期日程」については、3月3日までに行う。

6 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「出願状況資料」について

- (a) 各大学は、適切な合格者数の決定業務に必要があるとき、2月26日以降に大学入試センターへ「出願状況資料」の請求を行うことができる。
- (b) 大学入試センターは、この大学からの請求に基づき、当該大学出願者について、他大学への併願者に、併願大学・学部名を記した「出願状況資料」を当該大学へ提供する。

7 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「合格状況資料」等について

- (a) 各大学は以下の項目に従って、それぞれ所定の日までに、それぞれの学部等の合格者等を、大学入試センターへ通知する。
- (b) 大学入試センターは、この合格者等を整理し、各大学からの請求に基づき、「合格状況資料」を提供する。
- (c) 各大学は、「前期日程」試験の合格者及び入学手続完了者を、3月16日午後5時までに、大学入試センターへ通知する。
- (d) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、3月19日午前9時から3月20日まで、「前期日程」の「入学手続完了者資料」を提供する。

- (e) 各大学は、前記(d)の「入学手続完了者資料」所載者を除いて、「後期日程」試験の合格者の発表を行う。
- (f) 各大学は、「後期日程」試験の合格者を、3月22日までに発表する場合は3月22日午後5時までに、3月23日に発表する場合は同日正午までに大学入試センターへ通知する。

8 合格者の入学手続に関する事項について

各大学・学部は、「前期日程」について「入学手続前期締切期日」(3月15日)まで、「後期日程」について「入学手続第1次締切期日」(3月26日)まで、その試験の合格者の入学手続を受け付ける。

それぞれの締切期日までに入学手続を完了しなかった者は、当該大学への入学の意思がなく、入学を辞退した者として取り扱う。

9 追加合格者の取扱いに関する事項について

- (a) 追加合格者の決定は、3月28日から開始し、すべての追加合格者について、3月31日を入学手続締切日とし、これを「入学手続第2次締切期日」と称する。
ただし、「入学手続第2次締切期日」については、大学の事情により、次のように取り扱うことができる。
『大学が「追加合格候補者」に該当する受験者への入学の意思の確認を行う日の最終日』を、原則として3月31日とし、この連絡(連絡の方法は各大学の定めるところによる。)を受けて入学の意思を表明した受験者については、当該大学が特に指定した日までに入学手続を完了させる。
- (b) 「追加合格候補者」は、3月27日以前には発表しない。
- (c) 各大学は、追加合格者の決定業務に必要があるとき、3月26日午後1時以降に大学入試センターへ「一般選抜合格状況資料」の請求を行うことができる。
- (d) 一つの国立大学に入学手続を行った者は、他の国立大学の追加合格者とはしない。
これに必要な「入学手続完了者確認」のための手続は別に定める。
- (e) 「前期日程」試験の合格者のうち、入学手続完了者が「前期日程」の募集人員に満たないとき、その「前期日程」試験に係る「追加合格者」決定業務は3月28日から開始する。「後期日程」の試験に係る「追加合格者」決定業務についても、「前期日程」試験と同じく、3月28日から開始する。
- (f) 「前期日程」試験の合格者が当該大学・学部で、所定の期日(3月15日)までに入学手続を完了しなかったときは、その受験者について、当該大学・学部としては、前期日程の追加合格者の対象としない。
また、「後期日程」試験の合格者が所定の期日(3月26日)までに入学手続を完了しなかったときも、後期日程の追加合格者の対象としない。
- (g) 追加合格者が、「入学手続第2次締切期日」(3月31日)又は当該大学が特に指定した日までに入学手続を完了しないときは、当該大学への入学を辞退した者として取り扱う。
- (h) 各大学は、それぞれの学部等の合格者等を大学入試センターへ通知する。

Ⅱ 学校推薦型選抜に関する事項

- (a) 学校推薦型選抜についての推薦は、入学志願者の属する出身学校長(高等学校長等)がこれを行い、一人の入学志願者について一つの年度における推薦は、大学入学共通テストを課すもの及びこれを課さないものを含めて、一つの大学・学部に限るものとする。
- (b) ただし、一つの大学・学部の同一の学校推薦型選抜募集単位(学科・課程・専攻等)について、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜の合格者発表後に、更に、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜を実施する場合について、前者の不合格者を後者の被推薦者とする場合は、その推薦を認める。
- (c) 学校推薦型選抜についての出願期日は2021年11月1日以降、合格発表時期は12月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (d) 学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の総合型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (e) 学校推薦型選抜についての合格者発表の形式(例えば、推薦を行った出身学校長あて通知など)は、当該大学・学部の定めるところによる。
- (f) 学校推薦型選抜についての合格者の発表は、大学入学共通テストを課さない場合は、1月21日まで、大学入学共通テストを課す場合は、2月15日までとし、いずれの場合の合格者についても、2月21日までに入学手続を行わせる。
- (g) 学校推薦型選抜の合格者については、2月21日までに入学手続を行わせるので、他に出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはなりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (h) 学校推薦型選抜の合格者は、学校推薦型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続を行い入学するのが当然であるが、特別の事情があり、当該出願者の推薦を行った出身学校長から、2月21日までに「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し、その許可を得た場合に限り、その入学辞退を認める。
- (i) 出身学校長(高等学校長等)より推薦を受けた者は、学校推薦型選抜について不合格となった場合に備えて、前記Ⅰの3(a)に示した合計二つまでの大学・学部に出願することができる。
- (j) 前記(h)の「推薦入学の辞退を許可された者」について、前記(i)によって出願済の他の大学・学部があるとき、その一般選抜を受験することができる。
- (k) 学校推薦型選抜の合格者が、2月21日までに入学手続を完了しないときは、当該大学・学部の学校推薦型選抜合格者としての権利を消失する。
更に、前記(j)に該当する場合を除き、出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはならない。
- (l) 学校推薦型選抜を実施した大学・学部は、「学校推薦型選抜合格者」及び「学校推薦型選抜合格者のうち入学手続を完了した者」並びに前記(h)、(j)に示した「推薦入学の辞退を許可された者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。

- (m) 前記(1)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月22日までに
行い、大学入試センターはこれを整理して、2月26日以降に、大学・学部からの請
求に基づき、その資料を提供する。

Ⅲ 総合型選抜に関する事項

- (a) 総合型選抜についての出願期日は2021年9月1日以降、合格発表時期は11月
1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (b) 総合型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める
割合が、当該学部・学科等の学校推薦型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範
囲として、これを実施する大学・学部等の定めるところによる。
- (c) 国立大学の総合型選抜に合格し入学手続きを完了した者は、前期・後期日程試験の
合格者となりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (d) 総合型選抜についての合格者の発表は、2月15日までとし、合格者については2
月21日までに入学手続を行わせる。
- (e) 総合型選抜の合格者は、総合型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続を行い入学
するのが当然であることから、2月21日までに「入学辞退届」を当該大学・学部等
へ提出しない場合には、前期・後期日程試験の合格者となりえない。
- (f) 総合型選抜を実施した大学・学部等は、「総合型選抜合格者」及び「総合型選抜合格
者のうち入学手続きを完了した者」並びに前記(e)に示した「入学辞退者」の、それぞれ
の該当者を大学入試センターへ通知する。
- (g) 前記(f)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月22日までに
行い、大学入試センターはこれを整理して、2月26日以降に、大学・学部からの請
求に基づき、その資料を提供する。
- (h) 総合型選抜による志願者は、不合格となった場合に備えて、前記Ⅰの3(a)に示した
合計二つまでの大学・学部に出願することができる。

Ⅳ 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項

○ 障害等のある入学志願者への合理的配慮について

各大学は、障害のある者等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志
願者に対しては、入学者選抜に際して合理的配慮を行うものとし、その配慮内容の情報を
あらかじめ公表するとともに、志願者からの相談に適切に対応するものとする。

○ 各大学からの大学入学共通テスト成績請求・提供について

- (a) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された成績請求票に基づき、2月7日か
ら2月15日までに、入学志願者の大学入学共通テストの成績を請求することができ
る。
- (b) 大学入試センターは、各大学の成績請求に基づいて、入学志願者の成績を提供する。

○ 合格者の入学手続について

- (a) 入学手続に当たっては、所定の書類の提出及び入学料等の納入を行わせるとともに、「大学入学共通テスト受験票」を提示させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名を押印し、これを本人に返却する。
- (b) 一つの国立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国立大学へ入学手続をとることは認められない。

V 「欠員補充第2次募集」に関する事項

- (a) 「欠員補充第2次募集」に出願できる者は、大学入学共通テストを受験し、3月23日の時点で、いずれの国立大学にも合格していない者（いずれの国立大学にも出願していない者を含む。）とする。
- (b) 前記(a)の出願条件を満たす者は、「欠員補充第2次募集」を行う大学・学部から、一つの大学・学部に出願することができる。
- (c) 前記(a)の出願条件を満たす者に加えて、3月23日の時点で、一つ又は二つの国立大学に合格していた者で、第2次募集出願時に、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者も、「欠員補充第2次募集」を行う一つの大学・学部に出願することができる。
- (d) 「欠員補充第2次募集」の出願受付及び試験（教科・科目に係る試験を除く）実施は3月28日から開始するものとし、3月31日までに合格者の発表を行う。合格者についての入学手続期日は、当該大学・学部の定めるところによるものとする。
- (e) 各大学は、欠員補充第2次募集の決定業務に必要があるとき、3月28日以降に大学入試センターへ「学校推薦型選抜及び総合型選抜の入学手続完了者一覧資料」の請求を行うことができる。
- (f) 各大学は、それぞれの学部等の合格者等を大学入試センターへ通知する。

VI 2022年度の実施日程

附属資料「国立大学の2022年度入学者選抜についての実施日程表」に示すとおりとする。

（注記）

大学入学共通テストの実施等に関連して、国立大学の入学者選抜についての実施要領及び実施日程表に規定すべきことが生じたときは、別に定める。

VII 新型コロナウイルス感染症対策に伴う入学志願者への配慮等

- 『各大学「前期日程」「後期日程」追試験を受験した者』については、前記 I～VI と併せて下記の通り取り扱う。
「国立大学の2022年度入学者選抜についての実施要領」で設定している以外の、入学志願者を第一に考えた各大学が実施する方策については、各々の大学において社会に対して十分に説明を行う。

I 一般選抜に関する事項について

2 各大学・学部的一般選抜の実施日程の期日について (P1 参照)

- 「前期日程」「後期日程」追試験
新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、3月22日をその試験第1日として「前期日程」「後期日程」の追試験を行う。
※ 「前期日程 (2/25)」「後期日程 (3/12-)」の試験日の各大学の定めた時刻までに追試験願受付を行う。

5 合格者の発表及び合格者の入学手続期日について (P2 参照)

- ・ 「前期日程」「後期日程」の追試験は3月26日から合格者を発表し、3月30日までを入学手続締切期日とする。
※ 合格者の発表にあたっては、入学手続締切日までに入学手続を完了できる日程を考慮するよう努めるものとする。

8 合格者の入学手続に関する事項について (P3 参照)

- ・ 各大学・学部は、「前期日程」「後期日程」追試験の入学手続締切日(3月30日)まで、その試験の合格者の入学手続を受け付ける。
締切期日までに入学手続を完了しなかった者は、当該大学への入学の意思がなく、入学を辞退した者として取り扱う。

9 追加合格者の取扱に関する事項について (P3 参照)

- ・ 「前期日程」「後期日程」追試験の合格者が当該大学・学部、に、所定の期日(3月30日)までに入学手続を完了しなかったときは、その受験者について、当該大学・学部としては、追加合格者の対象としない。

10 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「前期日程」「後期日程」追試験受験者情報について (新規)

- ・ 各大学は、「前期日程」「後期日程」追試験受験者情報を、3月22日に、大学入試センターへ通知する。
- ・ 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、3月24日に追試験受験者情報を提供する。

IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項（P5 参照）

○ 合格者の入学手続について

- ・ 一つの国立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国立大学へ入学手続をとることは原則認められない。
今年度に限り「前期日程」「後期日程」追試験の合格者はこの限りではない。

V 「欠員補充第2次募集」に関する事項（新規）

- (g) 「欠員補充第2次募集」に出願できる者は、大学入学共通テストを受験し、「前期日程」「後期日程」追試験の合格者発表がなされた時点で、いずれの国立大学にも合格していない者（いずれの国立大学にも出願していない者を含む。）とする。
- (h) 前記(g)の出願条件を満たす者は、「欠員補充第2次募集」を行う大学・学部から、一つの大学・学部に出願することができる。
- (i) 前記(g)の出願条件を満たす者に加えて、3月30日の時点で、一つ又は二つの国立大学に合格していた者で、欠員補充第2次募集出願時に、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者も、「欠員補充第2次募集」を行う一つの大学・学部に出願することができる。

国立大学の2022年度入学者選抜についての実施日程表

2022年

1	3月					3	1 火		
	4 火	開始日に定めがあるもの(矢印の上に・付き)					2 水		
	5 水	青 大学入試センターとの連絡					3 木	第1段階選抜の結果発表「後期日程」(3月3日まで)	
	6 木	黒 各大学の対応					4 金		
	7 金						5 土		
	8 土	...	一般選抜追試験に係る業務				6 日	合格者発表「前期日程」(3月6日から3月10日まで) (追試験受験者を除く)	
	9 日						7 月		
	10 月						8 火		
	11 火						9 水		
	12 水						10 木		
	13 木						11 金		
	14 金						12 土	一般選抜実施「後期日程」(3月12日以降) 追試験願受付(当該試験日の各大学の定めた時刻まで)	
	15 土	大学入学共通テスト実施(本試験)					13 日		
	16 日	1月15日・16日					14 月		
	17 月						15 火	入学手続前期締切期日(3月15日) (追試験受験者を除く)	
	18 火						16 水	「前期日程」試験合格・入学手続者を大学入試センターへ通知 (3月16日午後5時まで)(追試験受験者を除く)	
	19 水						17 木		
	20 木	学校推薦型選抜(共通テストを課さない場合)の 合格者発表 (1月21日まで)					18 金		
	21 金						19 土	「前期日程」試験合格・入学手続完了者資料請求・提供 (3月19日午前9時から3月20日まで)	
	22 土						20 日	合格者発表「後期日程」(3月20日から3月23日まで) ※(できるだけ3月22日まで)(追試験受験者を除く)	
	23 日						21 月		
	24 月	一般選抜出願受付 (1月24日から2月4日まで)					22 火	一般選抜「前期日程」「後期日程」追試験実施(3月22日から) 追試験受験者情報を大学入試センターへ通知(3月22日) (遅刻限度時刻になった時点の受験者を通知) 「後期日程」試験合格者を大学入試センターへ通知 (※の場合 3月22日午後5時まで) (3月23日発表の場合、同 日正午まで)(追試験受験者を除く)	
	25 火						23 水		
	26 水						24 木	追試験受験者情報請求・提供(3月24日)	
	27 木						25 金		
	28 金						26 土	一般選抜合格状況資料請求・提供(3月26日午後1時から) 合格者発表「前期日程」「後期日程」追試験 (3月26日から) 入学手続第1次締切期日(3月26日)	
	29 土	大学入学共通テスト実施(追試験)					27 日		
	30 日	1月29日・30日					28 月	追加合格者決定業務(3月28日から) 欠員補充第2次募集出願受付・試験実施(3月28日から) 第2次募集合格者及び追加合格者等を大学入試センターへ通知 (3月28日から) 欠員補充第2次募集用成績請求・提供(3月28日から) 学校推薦型選抜及び総合型選抜の入学手続完了者一覧請求・ 提供(3月28日から)	
	31 月						29 火		
2	1 火						30 水	「前期日程」「後期日程」追試験 入学手続締切日(3月30日まで)	
	2 水						31 木	欠員補充第2次募集合格者発表(3月31日まで)・入学手続 入学手続第2次締切期日(3月31日)	
	3 木						4 1 金		
	4 金						2 土		
	5 土						3 日		
	6 日						4 月		
	7 月	共通テストの成績請求・提供 (2月7日から2月15日まで)					5 火		
	8 火								
	9 水								
	10 木								
	11 金								
	12 土								
	13 日								
	14 月								
	15 火	学校推薦型選抜(共通テストを課す場合)及び総合型選抜の 合格者発表 (2月15日まで) 第1段階選抜の結果発表「前期日程」(2月15日まで)							
	16 水								
	17 木								
	18 金								
	19 土								
	20 日								
	21 月	学校推薦型選抜(共通テストを課す場合も、課さない場合も含む) 及び総合型選抜の合格者入学手続(2月21日まで)							
	22 火	学校推薦型選抜及び総合型選抜の合格者・入学手続者を大学 入試センターへ通知(2月22日まで)							
	23 水								
	24 木								
	25 金	一般選抜実施「前期日程」(2月25日から) 追試験願受付(当該試験日の各大学の定めた時刻まで)							
	26 土	出願状況資料、学校推薦型選抜及び総合型選抜の合格者・ 入学手続状況資料請求・提供 (2月26日から)							
	27 日								
	28 月								

9. 公立大学の2022年度入学者選抜に ついての実施要領

公立大学の2022年度入学者選抜についての 実施要領

令和2年10月1日

改訂 令和3年6月30日

公立大学協会

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置（追試験の設定に係る業務等）については p.8
以降に記載。

※ 別段の記載がない限り、日付は2022年とする。

I 一般選抜に関する事項

1 各大学・学部的一般選抜の実施方式について

各大学・学部的一般選抜の実施を、次に示す「分離分割方式」と「公立大学中期日程」の
二つの併存のもとに行う。

○ 「分離分割方式」

- (a) 先ず、「前期日程」の試験を実施し、その合格者の発表を行い、合格者に入学手続
を行わせ、次に、「後期日程」の試験の実施とその合格者の発表を行い、入学手続を
行わせる。
- (b) この際、「前期日程」の試験に合格し、「入学手続前期締切期日」（3月15日）まで
に入学手続を完了した者については、「公立大学中期日程」又は「後期日程」に出願
し、受験しても、「公立大学中期日程」又は「後期日程」の大学・学部の合格者とは
しない。
- (c) 「前期日程」又は「後期日程」、「公立大学中期日程」の試験に合格し、その入学手
続を行わなかった者は、その合格した大学・学部への入学を辞退したものとして取り
扱う。
- (d) 「公立大学中期日程」と「後期日程」との組み合わせで受験し、二つの大学・学部
に合格したときは、それぞれの合格発表を確認した後に、入学を希望する大学・学部
を本人が決定するという、いわゆる「事後選択制」を適用する。

2 各大学・学部的一般選抜の実施日程の期日について

各大学・学部的一般選抜の実施日程を、次に示すとおりとする。

○ 「前期日程・後期日程」

2月25日から「前期日程」の試験を行い、次に、3月12日以降に「後期日程」の試験
を開始する。

○ 「公立大学中期日程」

3月8日以降に試験を開始する。

3 一般選抜への出願について

- (a) 国公立大学志願者は、前記 2 に示す「前期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、「後期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、及び「公立大学中期日程」から一つ、合計三つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (b) 各大学・学部の一般選抜への出願期間は、1月24日から2月4日までとする。
※出願期間を考慮して、2月4日の消印有効とするなどの配慮に努めるものとする。また、郵便事情を考慮して、受験者に出願の際に、メールや FAX 等の手段を用いて出願する大学に出願書類の送付等を求めるなどして手続きに遺漏が無いように努める。
- (c) 一つの大学内での異なる学部又は同一学部内での異なる学科・課程・専攻等の募集単位に関し、その志望の順位をつけて出願させ、入学者選抜を行う場合については、従来どおり各大学・学部・学科等の定めるところによるものとする。
- (d) 前記 (c) の出願については、「一つの大学内での複数志望」として取り扱うので、このような場合についても前記 (a) に示した合計三つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (e) 一つの大学内で、異なる日程で試験が実施される同一学部又は異なる学部間の併願を認めるか否かについては、当該大学・学部の定めるところによるものとする。

4 一般選抜の合格者数について

「前期日程」及び「後期日程」並びに「公立大学中期日程」のそれぞれの合格者数は、原則として、それぞれの日程について公表した募集人員数を下回ってはならないものとする。

5 合格者の発表及び合格者の入学手続期日について

- (a) 各大学・学部は、前記 2 の日程により一般選抜を実施し、次の各区分に従って合格者の発表を行う。
- (b) 「前期日程」は3月1日から3月10日までに合格者を発表し、3月15日を入学手続締切期日とし、これを「入学手続前期締切期日」と称する。
- (c) 「公立大学中期日程」及び「後期日程」は3月20日から3月23日まで（できる限り3月22日まで）に合格者を発表し、3月27日を入学手続締切期日とし、これを「入学手続第1次締切期日」と称する。
- (d) 「2段階選抜」に係る第1段階の選抜の結果発表は、「前期日程」については2月15日まで、「公立大学中期日程」については2月19日まで、「後期日程」については3月3日までに行う。

6 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「出願状況資料」について

- (a) 各大学は、適切な合格者数の決定業務に必要があるとき、2月26日以降に大学入

試センターへ「出願状況資料」の請求を行うことができる。

- (b) 大学入試センターは、この大学からの請求に基づき、当該大学出願者について、他大学への併願者に、併願大学・学部名を記した「出願状況資料」を当該大学へ提供する。

7 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「合格状況資料」等について

- (a) 各大学は以下の項目に従って、それぞれ所定の日までに、それぞれの学部等の合格者等を、大学入試センターへ通知する。
- (b) 大学入試センターは、この合格者等を整理し、各大学からの請求に基づき、「合格状況資料」を提供する。
- (c) 各大学は、「前期日程」試験の合格者及び入学手続完了者を3月16日午後5時までに、大学入試センターへ通知する。
- (d) 大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、3月19日午前9時から3月20日までに、「前期日程」の「入学手続完了者資料」を提供する。
- (e) 各大学は、前記(d)の「入学手続完了者資料」掲載者を除いて、「公立大学中期日程」及び「後期日程」試験の合格者の発表を行う。
- (f) 「公立大学中期日程」及び「後期日程」の大学は、試験合格者を3月22日までに発表する場合は3月22日午後5時までに、3月23日に発表する場合は同日正午までに大学入試センターへ通知する。

8 合格者の入学手続に関する事項について

各大学・学部は、「前期日程」について「入学手続前期締切期日」(3月15日)まで、「公立大学中期日程」及び「後期日程」について「入学手続第1次締切期日」(3月27日)まで、その試験の合格者の入学手続を受け付ける。

それぞれの締切期日までに入学手続を完了しなかった者は、当該大学への入学の意思がなく、入学を辞退した者として取り扱う。

9 追加合格者の取扱に関する事項について

- (a) 追加合格者の決定は、3月28日から開始し、すべての追加合格者について、3月31日を入学手続締切日とし、これを「入学手続第2次締切期日」と称する。

ただし、「入学手続第2次締切期日」については、大学の事情により、次のように取り扱うことができる。

『大学が「追加合格候補者」に該当する受験者への入学の意思の確認を行う日の最終日』を、原則として3月31日とし、この連絡(連絡の方法は各大学の定めるところによる。)を受けて入学の意思を表明した受験者については、当該大学が特に指定した日までに入学手続を完了させる。

- (b) 「追加合格候補者」は、3月27日以前には発表しない。
- (c) 各大学は、追加合格者の決定業務に必要があるとき、3月26日午後1時以降に大学入試センターへ「一般選抜合格状況資料」の請求を行うことができる。
- (d) 一つの国公立大学に入学手続を行った者は、他の国公立大学の追加合格者とはしない。これに必要な「入学手続完了者確認」のための手続は別に定める。
- (e) 「前期日程」試験の合格者のうち、入学手続完了者が「前期日程」の募集人員に満たないとき、その「前期日程」試験に係る「追加合格者」決定業務は3月28日から開始する。「公立大学中期日程」及び「後期日程」の各試験に係る「追加合格者」決定業務についても、「前期日程」試験と同じく、3月28日から開始する。
- (f) 「前期日程」試験の合格者が当該大学・学部、に、所定の期日（3月15日）までに入学手続を完了しなかったときは、その受験者について、当該大学・学部としては、前期日程の追加合格者の対象としない。

また、「公立大学中期日程」及び「後期日程」の各試験の合格者が所定の期日（3月26日）までに入学手続を完了しなかったときも、それぞれの日程の追加合格者の対象としない。
- (g) 追加合格者が、「入学手続第2次締切期日」（3月31日）又は当該大学が特に指定した日までに入学手続を完了しないときは、当該大学への入学を辞退した者として取り扱う。
- (h) 各大学は、それぞれの学部等の合格者等を大学入試センターへ通知する。

II 学校推薦型選抜に関する事項

- (a) 学校推薦型選抜についての推薦は、入学志願者の属する出身学校長（高等学校長等）がこれを行い、一人の入学志願者について一つの年度における推薦は、大学入学共通テストを課すもの及びこれを課さないものを含めて、一つの大学・学部に限るものとする。
- (b) ただし、一つの大学・学部の同一の学校推薦型選抜募集単位（学科・課程・専攻等）について、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜の合格者発表後に、更に、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜を実施する場合について、前者の不合格者を後者の被推薦者とする場合は、その推薦を認める。
- (c) 学校推薦型選抜についての出願期日は、2021年11月1日以降、合格者発表時期は12月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (d) 学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、5割を超えないことをめやすとして、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (e) 学校推薦型選抜についての合格者発表の形式（例えば、推薦を行った出身学校長あて通知など）は、当該大学・学部の定めるところによる。

- (f) 学校推薦型選抜についての合格者の発表は、大学入学共通テストを課さない場合は、1月21日まで、大学入学共通テストを課す場合は、2月15日までとし、いずれの場合の合格者についても、2月21日までに入学手続を行わせる。
- (g) 学校推薦型選抜の合格者については、2月21日までに入学手続を行わせるので、他に出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはなりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (h) 学校推薦型選抜の合格者は、学校推薦型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続を行い入学するのが当然であるが、特別な事情があり、当該出願者の推薦を行った出身学校長から、2月21日までに「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し、その許可を得た場合に限り、その入学辞退を認める。
- (i) 出身学校長（高等学校長）により推薦を受けた者は、学校推薦型選抜について不合格となった場合に備えて、前記Ⅰの3(a)に示した合計三つまでの大学・学部に出願することができる。
- (j) 前記(h)の「推薦入学の辞退を許可された者」について、前記(i)によって出願済の他の大学・学部があるとき、その一般選抜を受験することができる。
- (k) 学校推薦型選抜の合格者が、2月21日までに入学手続を完了しないときは、当該大学・学部の学校推薦型選抜合格者としての権利を消失する。
更に、前記(j)に該当する場合を除き、出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはならない。
- (l) 学校推薦型選抜を実施した大学・学部は、「学校推薦型選抜合格者」及び「学校推薦型選抜合格者のうち入学手続を完了した者」並びに前記(h)、(j)に示した「推薦入学の辞退を許可された者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (m) 前記(l)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月22日までに、大学入試センターはこれを整理して、2月26日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。

Ⅲ 総合型選抜に関する事項

- (a) 総合型選抜についての出願期日は、2021年9月1日以降、合格発表時期は11月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (b) 国公立大学の総合型選抜に合格し入学手続を完了した者は、前期・公立大学中期・後期日程試験の合格者となりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (c) 総合型選抜についての合格者の発表は、2月15日までとし、合格者については2月21日までに入学手続を行わせる。
- (d) 総合型選抜の合格者は、総合型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続を行い入学するのが当然であることから、2月21日までに「入学辞退届」を当該大学・学部等へ提出しない場合には、前期・公立大学中期・後期日程試験の合格者となりえない。

- (e) 総合型選抜を実施した大学・学部等は、「総合型選抜合格者」及び「総合型選抜合格者のうち入学手続を完了した者」並びに前記(d)に示した「入学辞退者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (f) 前記(e)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月22日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月26日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。
- (g) 総合型選抜による志願者は、不合格となった場合に備えて、前記Iの3(a)に示した合計三つまでの大学・学部に出願することができる。

IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項

○ 障害等のある入学志願者への合理的配慮について

各大学は、障害のある者等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志願者に対しては、入学者選抜に際して合理的配慮を行うものとし、あらかじめその配慮内容の情報公表等につとめるとともに、志願者からの相談に適切に対応するものとする。

○ 各大学からの大学入学共通テスト成績請求・提供について

- (a) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された成績請求票に基づき、2月7日から2月15日までに、入学志願者の大学入学共通テストの成績を請求することができる。
- (b) 大学入試センターは、各大学の成績請求に基づいて、入学志願者の成績を提供する。

○ 合格者の入学手続について

- (a) 入学手続に当たっては、所定の書類の提出及び入学料の納入を行わせるとともに、「大学入学共通テスト受験票」を提出させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名を押印し、これを本人に返却する。
- (b) 一つの国公立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国公立大学へ入学手続をとることは認められない。

V 「欠員補充第2次募集」に関する事項

- (a) 「欠員補充第2次募集」に出願できる者は、大学入学共通テストを受験し、3月23日の時点で、いずれの国公立大学にも合格していない者（いずれの国公立大学にも出願していない者を含む。）とする。
- (b) 前記(a)の出願条件を満たす者は、「欠員補充第2次募集」を行う大学・学部から、一つの大学・学部に出願することができる。
- (c) 前記(a)の出願条件を満たす者に加えて、3月23日の時点で、一つ、二つ又は三つの国公立大学に合格していた者で、第2次募集出願時に、いずれの国公立大学にも

入学手続をとっていない者も、「欠員補充第2次募集」を行う一つの大学・学部に出願することができる。

- (d) 「欠員補充第2次募集」の出願受付及び試験（教科・科目に係る試験を除く）実施は3月28日から開始するものとし、3月31日までに合格者の発表を行う。合格者についての入学手続期日は、当該大学・学部の定めるところによるものとする。
- (e) 各大学は、欠員補充第2次募集の決定業務に必要があるとき、3月28日以降に大学入試センターへ「学校推薦型選抜及び総合型選抜の入学手続完了者一覧資料」の請求を行うことができる。
- (f) 各大学は、それぞれの学部等の合格者等を大学入試センターへ通知する。

VI 2022年度の実施日程

附属資料「公立大学の2022年度入学者選抜についての実施日程表」に示すとおりとする。

（注 記）

大学入学共通テストの実施等に関連して、公立大学の入学者選抜についての実施要領及び実施日程表に規定すべきことが生じたときは、別に定める。

VII 新型コロナウイルス感染症対策に伴う入学志願者への配慮等

○『各大学「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」追試験を受験した者』については、前記Ⅰ～Ⅵと併せて下記の通り取り扱う。

「公立大学の2022年度入学者選抜についての実施要領」で設定している以外の、入学志願者を第一に考えた各大学が実施する方策については、各々の大学において社会に対して十分に説明を行う。

I 一般選抜に関する事項について

2 各大学・学部的一般選抜の実施日程の期日について (p.1 参照)

新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するための追試験については、「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」の各試験日の大学が定める時刻までに追試験の出願受付を行う。

5 合格者の発表及び合格者の入学手続期日について (p.2 参照)

「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」の追試験は、3月27日までに合格者を発表し、3月30日までを入学手続締切期日とする。合格者の発表にあたっては、入学手続締切日までに入学手続を完了できる日程を考慮するように努めるものとする。

8 合格者の入学手続に関する事項について (p.3 参照)

各大学・学部は、「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」追試験の入学手続締切日(3月30日)まで、その試験の合格者の入学手続を受け付ける。締切期日までに入学手続を完了しなかった者は、当該大学への入学の意思がなく、入学を辞退した者として取り扱う。

9 追加合格者の取扱に関する事項について (p.3 参照)

「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」追試験の合格者が当該大学・学部、各大学が定める期日までに入学手続を完了しなかったときは、その受験者について、当該大学・学部としては、追加合格者の対象としない。

10 各大学からの請求により大学入試センターから提供する「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」追試験受験者情報について (新規)

各大学は、「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」追試験受験者の情報を、3月22日に大学入試センターへ通知する。大学入試センターは、各大学からの請求に基づき、3月24日に追試験受験者情報を提供する。

ただし、いずれも前期日程の追試験受験者については、入学手続前期締切期日(3月15日)に入学手続した者を除く。

IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項 (p.6 参照)

○合格者の入学手続について

一つの国公立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国公立大学へ入学手続をとることは原則認められない。

今年度に限り「前期日程」追試験の合格者はこの限りでない。また、「公立大学中期日程」追試験の合格者は「後期日程」合格について、「後期日程」追試験の合格者は「公立大学中期日程」についてはこの限りではない。

V 「欠員補充第2次募集」に関する事項 (新規)

- (g) 「欠員補充第2次募集」に出願できる者は、大学入学共通テストを受験し、「前期日程」「公立大学中期日程」「後期日程」追試験の合格者発表がなされた時点で、いずれの国公立大学にも合格していない者（いずれの国公立大学にも出願していない者を含む。）とする。
- (h) 前記 (g) の出願条件を満たす者は、「欠員補充第2次募集」を行う大学・学部から、一つの大学・学部に出願することができる。
- (i) 前記 (g) の出願条件を満たす者に加えて、3月30日の時点で一つ、二つ又は三つの国公立大学に合格していた者で、欠員補充第2次募集出願時に、いずれの国公立大学にも入学手続をとっていない者も、「欠員補充第2次募集」を行う一つの大学・学部に出願することができる。

公立大学の2022年度入学者選抜についての実施日程表

1月	2月	3月	4月
5 水		1 火	
6 木		2 水	
7 金		3 木	
8 土		4 金	
9 日		5 土	
10 月		6 日	
11 火		7 月	
12 水		8 火	
13 木		9 水	
14 金		10 木	
15 土		11 金	
16 日		12 土	
17 月		13 日	
18 火		14 月	
19 水		15 火	
20 木		16 水	
21 金		17 木	
22 土		18 金	
23 日		19 土	
24 月		20 日	
25 火		21 月	
26 水		22 火	
27 木		23 水	
28 金		24 木	
29 土		25 金	
30 日		26 土	
31 月		27 日	
1 月	1 火	28 月	29 火
2 月	2 水		30 水
3 月	3 木		31 木
4 金	4 金		
5 土	5 土		1 金
6 日	6 日		2 土
7 月	7 月		3 日
8 火	8 火		
9 水	9 水		
10 木	10 木		
11 金	11 金		
12 土	12 土		
13 日	13 日		
14 月	14 月		
15 火	15 火		
16 水	16 水		
17 木	17 木		
18 金	18 金		
19 土	19 土		
20 日	20 日		
21 月	21 月		
22 火	22 火		
23 水	23 水		
24 木	24 木		
25 金	25 金		
26 土	26 土		
27 日	27 日		
28 月	28 月		

大学入学共通テスト実施(本試験) 1月15日・16日

学校推薦型選抜(共通テストを課さない場合)の結果発表(1月21日まで)

一般選抜出願受付(1月24日から2月4日まで)

大学入学共通テスト実施(追試験) 1月29日・30日

共通テストの成績請求・提供(2月7日から2月15日まで)

学校推薦型選抜(共通テストを課す場合)及び総合型選抜の結果発表(2月15日まで)

第1段階選抜の結果発表「前期日程」(2月15日まで)

★第1段階選抜の結果発表「公立大学中期日程」(2月19日まで)

学校推薦型選抜(共通テストを課す場合も、課さない場合も含む)及び総合型選抜の合格者入学手続(2月21日まで)

学校推薦型選抜及び総合型選抜の合格者・入学手続者を大学入試センターへ通知(2月22日まで)

一般選抜実施「前期日程」(2月25日から)

出願状況資料、学校推薦型選抜及び総合型選抜の合格者・入学手続状況資料請求・提供(2月26日から)

合格者発表「前期日程」(3月1日から3月10日まで)

第1段階選抜の結果発表「後期日程」(3月3日まで)

★一般選抜実施「公立大学中期日程」(3月8日以降)

一般選抜実施「後期日程」(3月12日以降)

入学手続前期締切期日(3月15日)

「前期日程」試験合格・入学手続者を大学入試センターへ通知(3月16日午後5時まで)

「前期日程」試験合格・入学手続完了者資料請求・提供(3月19日午前9時から3月20日まで)

★合格者発表「公立大学中期日程」(3月20日から3月23日まで) ※(できるだけ3月22日まで)

合格者発表「後期日程」(3月20日から3月23日まで) ※(できるだけ3月22日まで)

★「公立大学中期日程」「後期日程」試験合格者を大学入試センターへ通知(※の場合3月22日午後5時まで)(3月23日発表の場合、同日正午まで)

追試験受験者情報を大学入試センターへ通知(3月22日) ※入学手続前期締切日(3月15日)までに入学手続した者を除く。

追試験受験者情報請求・提供(3月24日)

一般選抜合格状況資料請求・提供(3月26日午後1時から)

追試験合格者発表(3月27日まで)

入学手続第1次締切期日「公立大学中期日程」及び「後期日程」(3月27日まで)

追加合格者決定業務(3月28日から)

欠員補充第2次募集出願受付・試験実施(3月28日から)

第2次募集合格者及び追加合格者等を大学入試センターへ通知(3月28日から)

欠員補充第2次募集用成績請求・提供(3月28日から)

学校推薦型選抜及び総合型選抜の入学手続完了者一覧請求・提供(3月28日から)

追試験入学手続締切日(3月30日まで)

欠員補充第2次募集合格者発表(3月31日まで)・入学手続入学手続第2次締切期日(3月31日)

(注) ★は、公立大学独自の日程である。

※ただし2022年度入試に限り、一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における追試験対象者に対する試験実施及び合格発表、入学手続については、大学入試センターとの成績等の請求・提供期日に留意しながら各大学において対応する。

**10. 総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験
期日等の遵守についてのお願い**

令和4年度入学者の選抜を実施する全ての大学長へ

令和3年6月11日
大学入学者選抜協議会

総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等の遵守についてのお願い

大学入学者選抜の実施に関する基本的事項については、毎年、高等学校・大学関係者等による協議を経て、文部科学省より大学入学者選抜実施要項として大学、高等学校等に通知されてきましたが、文部科学大臣の下に設置されている「大学入試のあり方に関する検討会議」において、常設の協議体の設置が重要であるとの議論が行われていることを踏まえ、高等学校・大学関係団体の代表者等を構成員とする常設の「大学入学者選抜協議会」が、本年5月14日付けで設置（文部科学事務次官決定）されました（別添参照）。

既に各大学には、本協議会において協議・合意した「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）が通知されていますが、全国高等学校長協会等から、総合型選抜及び学校推薦型選抜の試験期日等について、各大学は実施要項で決められている日程等を遵守するよう、文部科学省に要望が出されています。

それを受け、本協議会では対応方策について協議を進めているところですが、その中で、実施要項で決められている日程等が守られていない大学が散見されることに加え、出願前のエントリーによって出願の時期が実質的に前倒しされていたり、出願可否の通知などによる実質的な選抜や合格発表が行われていたりするのではないかとといった指摘もありました。

協議会としては引き続き、本件について協議を行っていくこととしていますが、本協議会が合意した令和4年度大学入学者選抜の試験期日等は下記の通りであり、これは、高等学校教育の健全な発展を阻害することのないよう、高等学校・大学関係団体の代表者が合意した日程であります。各大学におかれましては、下記の日程を遵守するとともに、上述のような受験生やその保護者をはじめ社会全体から疑念を抱かれるおそれのある入学者選抜は厳に慎むこととし、学長のリーダーシップのもと、適切な入学者選抜を実施するよう、お願い申し上げます。

記

- 総合型選抜 入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表
- 学校推薦型選抜 入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い時期）に発表

大学入学者選抜協議会の設置について

令和 3 年 5 月 1 4 日
文部科学事務次官決定

1 趣旨

高等学校教育と大学教育との円滑な接続を図る観点から、大学関係団体及び高等学校関係団体の連携協力のもと、毎年度の大学入学者選抜の実施方法・日程や大学入学共通テストに関する事項のほか、中長期的かつ継続的な対応が必要となる事項等について協議を行い、大学入学者選抜方法の一層の改善を推進するため、大学入学者選抜協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議事項

- (1) 大学入学者選抜の実施方法に関する事項
- (2) 大学入学共通テストに関する事項
- (3) その他、大学入学者選抜に関する事項

3 構成員

- (1) 大学及び高等学校関係団体の代表者として次に掲げる団体から推薦された者及び学識経験者並びに独立行政法人大学入試センター理事長をもって構成する。

一般社団法人国立大学協会	一般社団法人公立大学協会
一般社団法人日本私立大学連盟	日本私立大学協会
日本私立短期大学協会	全国高等学校長協会
日本私立中学高等学校連合会	公益財団法人産業教育振興中央会
全国都道府県教育長協議会	一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会

- (2) (1) に掲げる関係団体が協議会の構成員となる者を推薦するときは、当該団体を代表する期間を定めて推薦するものとし、当該被推薦者の任期はその期間とする。学識経験者の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 運営方法

- (1) 上記 3 (1) の構成員の協力を得て、上記 2 に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じ、上記 3 (1) の構成員以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見を聴くことができるものとする。

5 その他

- (1) 協議会の庶務は、関係局課の協力を得て、高等教育局大学振興課が、独立行政法人大学入試センターと共同で処理する。
- (2) この決定に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項については、必要に応じて会議に諮って定める。

大学入学者選抜協議会 委員名簿

アナザワ マコト 穴沢 眞	一般社団法人国立大学協会（入試委員会副委員長） 小樽商科大学長
イシザキ ノリオ 石崎 規生	全国高等学校長協会（大学入試対策委員会委員長） 東京都立桜修館中等教育学校長
イズミ ミツル 泉 満	一般社団法人全国高等学校PTA連合会（代表理事・会長） 株式会社桜設備設計・代表取締役
エンゲツ カツヒロ 圓月 勝博	一般社団法人日本私立大学連盟（教育研究委員会委員長） 同志社大学学長補佐
オオバヤシ マコト 大林 誠	公益財団法人産業教育振興中央会 東京都立芝商業高等学校長
オカ マサアキ 岡 正朗	一般社団法人国立大学協会（入試委員会委員長） 山口大学長
オキ キヨタケ 沖 清豪	早稲田大学文学学術院・教授
カワシマ タツオ 川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授（常勤）
シバタ ヨウサブロウ 柴田 洋三郎	一般社団法人公立大学協会（指名理事） 福岡県立大学理事長・学長
シマダ ヤスユキ 島田 康行	筑波大学人文社会系教授
スギモト エツオ 杉本 悦郎	全国高等学校長協会（会長） 東京都立小金井北高等学校長
タカダ ナオヨシ 高田 直芳	全国都道府県教育長協議会（理事） 埼玉県教育委員会教育長
タケナカ ヒロシ 竹中 洋	一般社団法人公立大学協会（副会長） 京都府立医科大学長
タナカ コウイチ 田中 厚一	日本私立短期大学協会（副会長） 帯広大谷短期大学長
ナガツカ アツオ 長塚 篤夫	日本私立中学高等学校連合会（常任理事） 順天中学校高等学校長
ヤスイ トシカズ 安井 利一	日本私立大学協会（大学教務研究委員会委員長） 明海大学長
ヤマモト ヒロキ 山本 廣基	独立行政法人大学入試センター理事長
（臨時協力者）	
スズキ モトイ 鈴木 基	国立感染症研究所感染症疫学センター長
ヤナギモト シンタロウ 柳元 伸太郎	東京大学保健・健康推進本部・教授
ワダ コウジ 和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学・教授

※氏名50音順、敬称略

※括弧書きは各関係団体における役職

11. 令和4年度大学入学者選抜における感染症対策等の徹底について（事務連絡）

【重要】

緊急事態宣言の対象区域の追加や、実施期間が延長されたことなどを踏まえ、各大学におかれては、大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策等について、改めて徹底して下さるようお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月18日

各国公立大学 入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜における感染症対策の徹底等について（依頼）

令和3年8月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置について、その対象区域の追加や、実施期間を9月12日まで延長することについて決定されたところです。

このことについて、各大学においては、感染症対策に万全を期して9月から出願が始まる総合型選抜の準備を進めていただいていることと存じますが、改めて「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）に定める「第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等」について、適切に対応するとともに、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底をお願いします。

また、大学院入学者選抜及び編入学試験においても、今般の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象区域の追加や、実施期間が延長された状況を踏まえ、感染症対策や受験生への十分な配慮等について適切に対応するようお願いいたします。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係
岡・半井野・上田

TEL：03-5253-4111（内線：2469, 4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

**12. 令和4年度大学入学者選抜における
追試験等受験者の定員管理に係る国立大学
法人運営費交付金及び私立大学等経常費補
助金の取扱いについて（通知）**

3文科高第642号
令和3年9月14日

各国立大学法人学長
学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長
伯井美徳

文部科学省高等教育局私学部長
森 晃 憲

令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）

令和4年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年度大学入学者選抜と同様に、文部科学省は各大学に対して「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日3文科高第284号）により、個別学力検査での受験機会の確保として、追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替（以下「追試験等」という。）を要請しているところです。

このことを踏まえ、各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和4年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金について、例外的な取扱いを行うこととします。

具体的には、令和3年度の定員管理の取扱いについて、国立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）において、私立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）において通知していましたが、令和4年度も同様の取扱いとすることとします。

なお、今回の取扱いは、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないこと、また、人材の需給状況等を踏まえた定員抑制が行われている分野も存在することなども踏まえ、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要である点に留意願います。

【参考資料】

○国立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）

○私立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）

【本件担当】

<定員超過に係る取扱いに関する事>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

電話：03-5253-4111（内線2028）

<入学者選抜に関する事>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

電話：03-5253-4111（内線2495）

**13. 令和4年度大学入学者選抜に係る
大学入学共通テストの追試験の試験場の
規模について**

3 文科高第 6 4 6 号
令和 3 年 9 月 1 4 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

令和 4 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの追試験の試験場の
規模について

令和 4 年 1 月 29 日、30 日に実施される大学入学共通テストの追試験の試験場数の規模については、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項について」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号文部科学省高等教育局長通知）において、「今後、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、秋頃を目途に決定し、周知する予定である」こととしていました。

この度、現下の感染状況等を踏まえ、大学入学者選抜協議会において協議した結果、特例的に全都道府県に試験場を設置することとしましたのでお知らせします。

大学入学共通テストを共同実施する各国公私立大学におかれては、例年と異なる特別な事情があることに鑑み、大学入試センターとの緊密な連携の下、試験会場の確保に格段の御配慮、御協力をお願いします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡，半井野，上田
TEL : 03-5253-4111 (内線 2469, 4902)
FAX : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

14. 外国人入学志願者の受験機会確保の 徹底について（通知）

外国人入学志願者の受験機会確保の徹底について（新規）

外国人入学志願者の受験機会確保について配慮していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位においては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

3 高大振第 1 3 号

令和 3 年 9 月 2 1 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局大学振興課長

新 田 正 樹

外国人入学志願者の受験機会確保の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症にかかる外国人入学志願者への受験上の配慮に関しては、令和 4 年度大学入学者選抜実施要項（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号高等教育局長通知）において、「入学志願者にかかる負担軽減や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、外国人入学志願者の選抜については、ICT を活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮することとしているところです。

しかしながら、世界的な変異ウイルスの蔓延や国内外の感染状況を踏まえ、現在、政府は、水際対策強化に係る措置として、入国時の防疫措置の更なる強化や、レジデンス・トラック及びそれに準ずる枠組みによる全ての国・地域からの外国人留学生等の新規入国の一時停止を継続しております。

つきましては、渡航を伴う外国人入学者選抜を予定している大学については、外国人入学志願者の受験機会の確保に係る取組が一層徹底されるよう、下記のとおり、可能な限り、受験上の配慮を実施していただきますようお願いいたします。

記

1. 既に募集を行い、出願を開始している大学は、入国できない入学志願者を対象に、ICT を活用したオンラインによる試験の実施などの代替措置を講じ、受験機会を失うなどの不利益が生じないように、工夫を行うこと。
2. また、学力検査や小論文を受験科目として設けている場合には、それも含めて ICT を活用するなどの代替措置を検討すること。その際は、適切に不正防止策を講じるなど、公正な入学者選抜を実施すること。
※ICT を活用した試験における不正防止策の取組例：試験開始前に写真付き身分証明書を撮影させることによる本人確認や、受験場所全体を撮影させること、試験時間中はマイク機能をオン状態にしておくこと 等
3. なお、今後、入学時も引き続き入国できない状態にある場合には、入国可能になるまでの間、ICT 等を活用した授業を行う、大学及び入学者の実情に応じ、入学時期を遅らせるなどの柔軟な措置を講じるなど、学修の機会が確保されるための対応策をあらかじめ検討しておくこと。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2495)

e-mail : gaknyusi@mext.go.jp

**15. 現下の新型コロナウイルス感染症の
影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜
における調査書の取扱いについて（通知）**

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の記入上の特例措置についてお知らせします。(新規)

3 文科高第 709 号
令和 3 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
増 子 宏

現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者
選抜における調査書の取扱いについて（通知）

令和 4 年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験実施上の配慮等のうち、調査書の取扱いについては、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項について」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号文部科学省高等教育局長通知）において「各大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする」としており、「出席日数」や「出席停止・忌引き等の日数」等の記載内容によって、特定の志願者を不利益に取り扱わないこととしています。

このことについて、生徒が新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず高等学校等に登校できず、オンラインを活用した学習指導を受けたことにより、その日数が指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録された場合、入学者選抜で不利益に取り扱われるのではないかと懸念や不安等が生じないよう、各高等学校等が作成する調査書の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、令和 4 年度大学入学者選抜の実施に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

本件につきまして、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指

定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

記

1 調査書を作成する高等学校等における取扱い

- (1) 今後、高等学校等において作成する調査書について、出欠の記録に関する記載事項のうち「出席停止・忌引き等の日数」は、記載をしないこと。「出席停止・忌引き等の日数」が推測できる「授業日数」も同様に記載しないこと。ただし、調査書作成に係るシステムの改修を要する場合や、既に調査書を作成し、志願者本人に発行している場合などで、新たな調査書の作成、発行に相当の負担が生じるなど、それが困難な場合には、従前の方法による調査書を作成、利用することもやむを得ないこと。
- (2) 別添の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」（令和3年10月1日付け3文科初第1152号文部科学省初等中等教育局長通知）により、指導要録の「出欠の記録」の「備考欄」にオンラインを活用した特例の授業の参加日数を記載することとされたことを踏まえ、調査書の「出欠の記録」の「備考欄」にも同様に、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について記載すること。

2 調査書を入学者選抜に活用する大学における取扱い

- (1) 大学においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により「出席日数」、「特別活動の記録」、「指導上参考となる諸事項」の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。
- (2) 上記1のとおり、それぞれの高等学校等や所在する地域の状況によって、調査書の記載方法が必ずしも統一されていないことが予想されることから、「授業日数」、「出席停止・忌引き等の日数」等の記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにすること。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡, 半井野
T E L : 03-5253-4111 (内線 4902)
F A X : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項の取扱いについてお知らせします。
(新規)

3 文科初第 1152 号
令和 3 年 10 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の
「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）

指導要録については、各設置者による様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等について、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知。以下「改善等通知」という。）においてお示ししたところです。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記（以下「別記」という。）として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することを、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）においてお示ししたところです。

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、上記通知における出欠の取扱いを変更するものではありませんが、指導要録上、オンラインを活用した特例の授業を実施したことを、より明確にするため、「出欠の記録」の「備考」の記載事項について下記のとおり取扱いとしま

したので、御配意の上、対応していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

なお、本日付で、高等学校入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度高等学校入学者選抜等における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科初第 1150 号初等中等教育局長通知）、大学入学者選抜について、「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 4 年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 文科高第 709 号高等教育局長通知）が発出されておりますことを申し添えます。

記

改善等通知の別紙 1 II 10 (6) 備考、別紙 2 II 9 (6) 備考及び別紙 3 II 7 (7) 備考について、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記すること。

[参考 1] 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

[参考 2] 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 2 月 19 日付け 2 文科初第 1733 号初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_00015.html

【本件連絡先】

初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 2369)

e-mail : kyokyo@mext.go.jp

**16. 「令和5年度大学入学者選抜に係る大学
入学共通テスト実施大綱」について（通知）**

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱

(令和3年6月4日付け 3文科高第285号 文部科学省高等教育局長通知)

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（以下「令和5年度大学入学共通テスト」という。）の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入学共通テストは、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）への入学志願者を対象に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として、これを利用する各大学（以下「各大学」という。）が共同して実施するものである。

大学入学共通テストでは、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等も重視して評価を行うものとする。各大学は、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定することに資するため、それぞれの判断と創意工夫に基づき、これを適切に利用するものとする。

各大学は、大学入学共通テストが、各大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制の下に、試験問題の作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務の遂行等に責任を持って取り組むものとする。

第2 出題教科・科目等

大学入学共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。

第3 各大学における利用

- 1 各大学は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学入学共通テストの利用方法を定めるものとする。

なお、入学志願者が高等学校で学んだ多様な成果を評価できるよう、できるだけ多くの教科・科目を指定することが望ましい。

- 2 各大学において、教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合には、入学志願者が複数の大学を志願し得るように配慮するとともに、高等学校の

専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないように配慮し、特定の1出題科目のみに限定しないようにすることが望ましい。

- 3 各大学は、大学入試センター試験の成績について、令和2年度入学者選抜分を、大学入学共通テストの成績について、令和3年度及び令和4年度大学入学者選抜分を、令和5年度の大学入学者選抜に利用することができる。

第4 利用に係る通知等

- 1 令和5年度大学入学共通テストから新たに利用しようとする大学や学部（短期大学においては学科。以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合、各大学は、大学入学共通テストの出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目名等を、令和4年2月28日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

令和4年度大学入学共通テストを利用した大学や学部が、令和5年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合（一部の学部で利用しなくなる場合を含む。）は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、令和4年2月28日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 2 上記1のほか、令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、大学の改組等により、令和5年4月に新設しようとする大学や学部において令和5年度大学入学共通テストを利用しようとする場合で、別表2の2の（1）～（3）のいずれかに該当し、同表の2に記載の要件を満たす場合には、令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、大学入学共通テストを利用することができる。

また、この通知を行う大学において、大学の改組等により、改組前の大学や学部が令和5年度大学入学共通テストを利用しないこととする場合は、自らの所属する連絡会議（第5の「連絡会議」）に対しあらかじめ通知した上で、前述の通知と合わせて、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

- 3 令和4年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称の変更を行った場合で、引き続き令和5年度大学入学共通テストを利用する場合は、各大学は、名称

の変更が決定した後速やかに、任意の様式により変更内容について、大学入試センターへその旨通知するものとする。

- 4 各大学は、上記1～3の通知を行った後、その内容について各大学のホームページに掲載する等の方法により、広く一般への情報の提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

- 1 大学入学共通テストの実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、令和5年度大学入学共通テストの実施期日は、令和5年1月14日（土）及び15日（日）とする。
- 2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入学共通テストの円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

- 1 大学入学共通テストの試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 2 障害等のある入学志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設営、ICT機器の活用等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学志願者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努めるものとする。
- 3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この大綱に定めるもののほか、実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する要項を定め、令和4年6月30日までに公表するものとする。

(別表1)

出題教科・科目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国語	『国語』
地理歴史	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」
公民	「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数学	「数学I」、『数学I・数学A』、「数学II」、『数学II・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理科	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」、「物理」、「化学」、 「生物」、「地学」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1) 「 」 『 』 内記載のものを1出題科目とする。

(注2) 「 」 で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『 』 はそれ以外の科目を表す。

(注3) 外国語『英語』は、リーディング及びリスニングで構成する。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国語		『国語』	80分
地理歴史		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)
公民		「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、 『倫理、政治・経済』	
数学	①	「数学I」、『数学I・数学A』	70分
	②	「数学II」、『数学II・数学B』、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理科	①	「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」	2科目選択 60分
	②	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間120分)

外国語		『英語』、 『ドイツ語』、 『フランス語』、 『中国語』、 『韓国語』	『英語』 【リーディング】80分 【リスニング】60分 (うち解答時間 30分) 『ドイツ語』『フランス語』 『中国語』『韓国語』 【筆記】80分
-----	--	--	---

(注1) 国語及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学及び理科は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、リーディングとリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2) 国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答する。

1. 地理歴史及び公民については、1又は2の出題科目を選択。なお、同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。
2. 理科については、①及び②のうちから最大3出題科目を選択することとし、具体的には次のとおりとする。
 - A 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
 - B 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - C 「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」及び「地学基礎」の4出題科目のうちから2出題科目を選択、並びに「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから1出題科目を選択
 - D 「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4出題科目のうちから2出題科目を選択
3. 上記以外の教科については、1出題科目を選択

(注3) 外国語において『英語』を選択する入学志願者は、原則として、リーディングとリスニングの双方を解答する。

(別表2)

令和5年度大学入学共通テスト(令和5年1月実施)を
新たに利用する場合に備えるべき要件及び通知の期限等

1 令和3年4月までに開設している大学や学部又は令和4年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的には、以下に該当する場合は通知が必要。	
<p>(1) 令和4年度大学入学共通テスト(令和4年1月実施)を利用することとなっている大学の場合</p> <p>① 令和3年4月までに開設している学部について、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合</p> <p>② 令和4年4月に名称変更を行う学部について、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合</p> <p>③ 令和4年4月に新設する学部について、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合</p> <p>※上記①～③に関し、当該学部に属する一部の学科(短期大学においては専攻課程。以下同じ。)で、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和4年2月28日までに通知すること。</p>
(2) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっていない大学の場合	
2 令和5年4月に新設する大学や学部の場合 ※令和5年度大学入学共通テストを利用するためには、下記の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、下の【要件】の(ア)～(エ)の全てを満たす(「設置認可申請」の場合は(ウ)を除く。)ものであることが必要。 ※下記の(1)～(3)に該当しない場合、令和5年度大学入学共通テストを利用することはできず、最速でも令和6年度大学入学共通テスト(令和6年1月実施)からの利用となる。	
<p>(1) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和5年4月に新設する学部について、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合(「設置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。)</p> <p>※当該学部に関し、一部の学科について、令和5年度大学入学共通テストから新たに利用する場合を含む。</p>	<p>【通知の期限】 令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前日までに通知すること。</p>
(2) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学を廃止し、令和5年4月に大学を新設する場合で、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合	
(3) 令和4年度大学入学共通テストを利用することとなっている大学が、令和5年4月に他大学と統合する場合で、令和5年度大学入学共通テストから利用する場合	

【要件】

- (ア)：令和4年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」のPR活動についての記載事項に沿ってPRを行っていること。ただし、PRの内容には大学入学共通テストの利用方法及び審査継続による保留等で大学入学共通テストの利用ができなかった場合の対応も含むこと。
- (イ)：第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記(1)～(3)のいずれかの事由による大学入学共通テストの利用を予定している旨を通知していること。
- (ウ)：令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」があった日から60日が経過していること。
- (エ)：令和5年度大学入学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に対し、上記(ア)～(ウ)を満たしていることを任意の様式により通知していること。

(注) この表における認可及び届出は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に定める認可及び届出をいう。

別紙様式

令和5年度大学入学共通テストの教科・科目等の利用方法について（大学入学共通テストを新たに利用する大学及び利用する学部の通知）

大学名 (所在地)	〔記入例〕 ○○大学 (○○県○○市)
利用する学部・学科（課程、専攻等）名 (総入学定員)	○○学部○○学科（○○人）
利用する選抜の対象	一般選抜の定員の一部について利用 前期 ○○学科(○○人) 後期 ○○学科(○○人)
入学志願者に解答させる教科・科目名	・国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理Bから1）、公民（現社、倫、政経、倫・政経から1）、理（基礎を付した科目から2、物、化、生、地学から1）から2 ・数（数Ⅰ・数Aと数Ⅱ・数B、簿、情報から1） ・外（英）
備考	・「国語」「地歴」「公民」「理科」について3教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用。 ・「理科」について基礎を付した科目は2科目の合計点を1科目の得点とみなす。

記入上の注意

- 「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入学共通テストの利用について、例えば「一般選抜の定員の一部について利用」、「総合型選抜について利用」、「学校推薦型選抜、専

門高校・総合学科卒業生入試について利用」、「第2次募集による選抜について利用」等、大学入学共通テストを課す選抜の対象及び募集人員を記入すること。

3. 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、当該学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B）、公民（現社、倫、政経、倫・政経）、数（数I、数I・数A、数II、数II・数B、簿、情報）、理（物基、化基、生基、地学基、物、化、生、地学）、外（英、独、仏、中、韓）のように略して記入すること。

なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。

17. 大学入学共通テストの利用に係る 手続について

令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（R5.1実施）の利用に係る手続について

大学が共通テストを利用する場合、「大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、期限までに必ず **文部科学省及び大学入試センターへの通知**が必要。



○ 過去、大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、共通テストが利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。

少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

【過去にあった手続き漏れの事例】

- 手続きの失念や不認知。（担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等）
- 通知等の提出期限の誤認。
- 短期大学は手続きが不要と誤認していた。

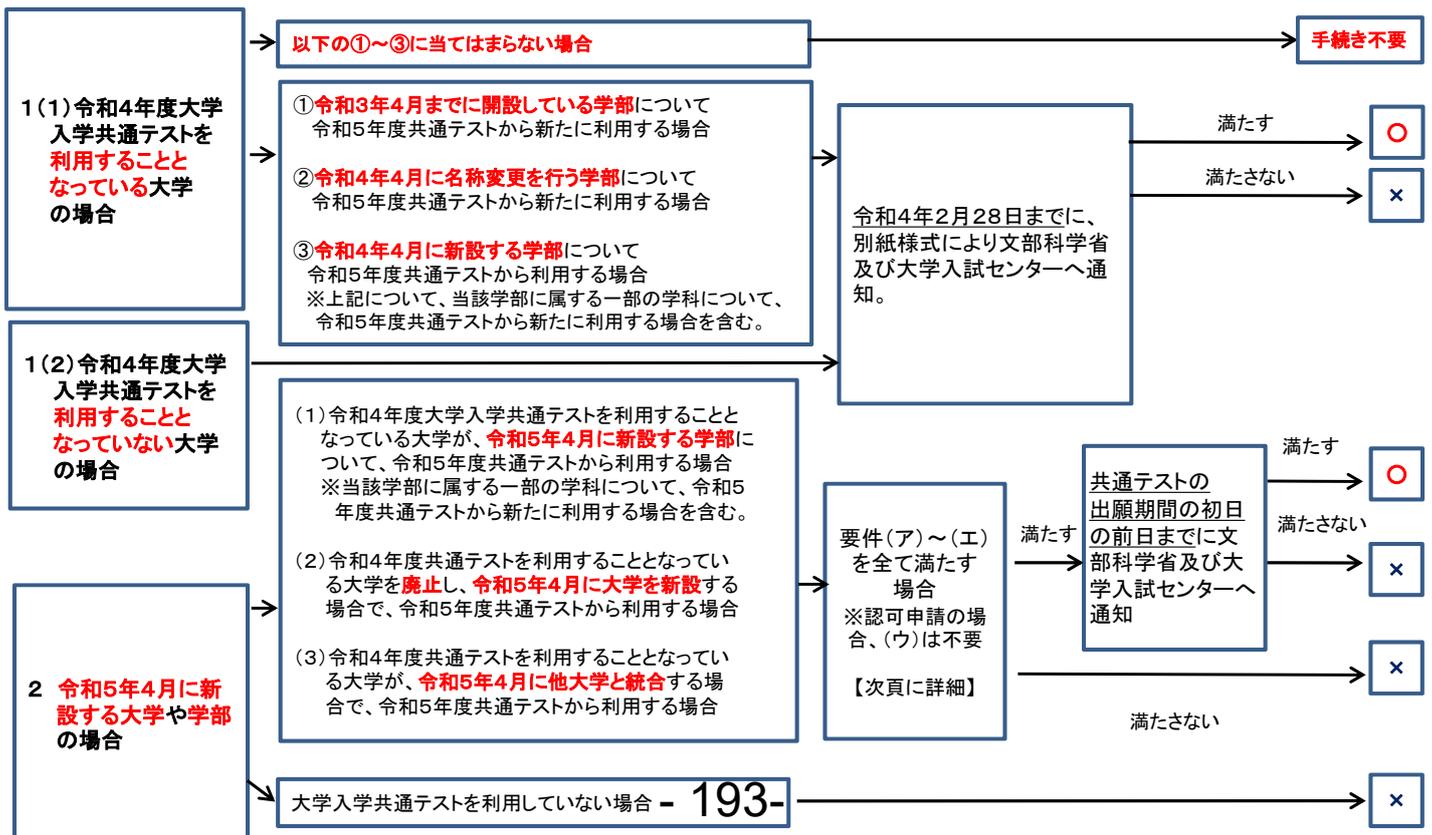
1

令和5年度大学入学共通テスト（R5.1実施）の利用に係る手続について①

手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、共通テストの利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入学共通テスト実施大綱を見ながら確認するようにしてください。

※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



2

令和5年度大学入学共通テスト（R5.1実施）の利用に係る手続について②

令和5年4月に新設する大学又は学部（短期大学においては学科）が、令和5年度共通テスト（R5年1月実施）から利用する場合の要件

（※以下（ア）～（エ）の要件をすべて満たすことが必要。）

（ア）：令和4年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「共通テストの利用方法」及び「審査継続による保留等で共通テストの利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

（イ）：所属する地域の連絡会議に対し、共通テストを利用予定である旨を報告していること。

（ウ）：令和5年度共通テストの出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。（設置認可申請の場合は、本要件は該当しない）

（エ）：令和5年度大学共通テストの出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、（ア）～（ウ）を満たしていることを任意様式により報告していること。
（共通テストの利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。）

18. 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学
入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令
和7年度大学入学者選抜実施要項の見直し
に係る予告」について（通知）

3 文科高第 4 7 1 号
令和 3 年 7 月 3 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び
「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（通知）

文部科学大臣の下に置かれた「大学入試のあり方に関する検討会議」（文部科学大臣決定）において、令和 6 年度実施の令和 7 年度大学入学者選抜に向けて、記述式問題の出題のあり方や総合的な英語力の育成・評価のあり方、平成 30 年 3 月告示の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に対応した大学入学共通テストの科目構成等について御議論いただき、令和 3 年 7 月 8 日に提言がとりまとめられたところです。

また、新学習指導要領に対応した令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストからの出題教科・科目について、令和 3 年 3 月 24 日付で独立行政法人大学入試センターから示されるとともに、大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法、新学習指導要領の下での指導要録を踏まえた調査書の在り方等について、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（高等教育局長決定）において検討を行い、令和 3 年 3 月 31 日に審議のまとめがとりまとめられました。

これらを踏まえ、令和 5 年 6 月までに発出予定の「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定める出題教科・科目等及び令和 6 年 6 月までに発出予定の「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項」において変更する内容について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとすることとしましたので、あらかじめお知らせします。

各国公私立大学におかれては、令和 7 年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定、入学志願者への予告等に遺漏のないようお取り計らい願います。

特に、毎年度通知している「大学入学者選抜実施要項」において、「個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2 年程度前には予告・公表する」こととしていますが、新学習指導要領に対応した令和 7 年

度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等については、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、2年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表するようお願いいたします。

なお、別紙1に関し、大学入学共通テストの出題科目の試験時間及び現行の教育課程（平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対する経過措置については、決定次第速やかに公表する予定であることを申し添えます。

また、本通知に伴い「「大学入学共通テスト実施方針」について」（平成29年7月13日付け29文科高第350号文部科学省高等教育局長通知）及び「「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について」（平成30年8月10日付け30文科高第366号文部科学省高等教育局長通知）は廃止し、大学入学共通テストの実施に関し必要な基本的事項については、実施年度の前年度6月に通知している大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱等において示しており、それによるものとします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

(参考)

「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した令和7年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」（令和3年3月24日独立行政法人大学入試センター）

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r7ikou.html



「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（審議のまとめ）」（令和3年3月31日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/106/toushin/mext_00685.html



「大学入試のあり方に関する検討会議（提言）」（令和3年7月8日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/103/toushin/mext_00862.html



【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡, 半井野, 上田
TEL : 03-5253-4111 (内線 2469, 4902)
FAX : 03-6734-3392
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告

1. 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱において定める出題教科・科目

教科	グループ	出題科目
国語		『国語』
地理歴史		『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合、歴史総合、公共』
公民		『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合、歴史総合、公共』(再掲)
数学	①	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』
	②	『数学Ⅱ、数学B、数学C』
理科		『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』
情報		『情報Ⅰ』

〔補足〕

- (1) 試験形態は、問題冊子及びマークシート式解答用紙を使用し、紙で実施するものとする。
この形態に加え、外国語の『英語』については、ICプレイヤーを使用する試験も実施するものとする。
- (2) 地理歴史及び公民については同一の試験時間に実施するものとする。
- (3) 数学については、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。
- (4) 入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答するものとする。
 - 1) 地理歴史及び公民については、以下のとおりとする。
 - ア 上記6出題科目のうちから最大2出題科目を選択。
 - イ 『地理総合、歴史総合、公共』を選択する場合については、出題範囲(「地理総合」、「歴史総合」、「公共」)のうち、いずれか2科目(「地理総合」及び「歴史総合」、「地理総合」及び「公共」、「歴史総合」及び「公共」)の内容の問題を選択解答。
 - ウ 2出題科目を選択する場合には、以下の組合せ以外の出題科目の組合せを選択。(別表参照)
 - ・『公共、倫理』と『公共、政治・経済』の組合せを選択することはできない。
 - ・『地理総合、歴史総合、公共』を選択した者は、選択解答した問題の出題範囲の科目と同一名称を含む科目の組合せを選択することはできない。
 - 2) 数学については、以下のとおりとする。
 - ア グループ①については、上記2出題科目のうちから1出題科目を選択。
 - イ グループ②については、『数学Ⅱ、数学B、数学C』の出題範囲のうち、「数学B」及び「数学C」は、「数学B」の2項目の内容(数列、統計的な推測)及び「数学C」の2項目の内容(ベクトル、平面上の曲線と複素数平面)のうち3項目の内容の問題を選択解答。

3)理科については、以下のとおりとする。

ア 上記5出題科目のうちから最大2出題科目を選択。

イ 『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』を選択する場合には、出題範囲(「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」)のうち、いずれか2科目の内容の問題を選択解答。

2. 本通知は、令和5年6月までに発出予定の「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定める出題教科・科目等の予定について周知するものであり、今後の試験実施状況等に応じて変更し得るものであること。

(別表)

地理歴史・公民における出題科目を選択する場合の選択方法について

	『地理総合、 地理探究』	『歴史総合、 日本史探究』	『歴史総合、 世界史探究』	『地理総合、歴史総合、公共』			『公共、 倫理』	『公共、 政治・経済』
				「地理総合」 及び 「歴史総合」	「地理総合」 及び 「公共」	「歴史総合」 及び 「公共」		
『地理総合、 地理探究』		○	○	×	×	○	○	○
『歴史総合、 日本史探究』	○		○	×	○	×	○	○
『歴史総合、 世界史探究』	○	○		×	○	×	○	○
『地理総合、 歴史総合、 公共』	「地理総合」 及び 「歴史総合」	×	×	×			○	○
	「地理総合」 及び 「公共」	×	○	○			×	×
	「歴史総合」 及び 「公共」	○	×	×			×	×
『公共、倫理』	○	○	○	○	×	×		×
『公共、政治・経済』	○	○	○	○	×	×	×	

※上記6出題科目のうちから2出題科目を選択する場合は、「○」の組合せから選択でき、「×」の組合せは選択できない。

令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(審議のまとめ)(令和3年3月31日)及び「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)(令和3年7月8日)等を踏まえ、令和7年度大学入学者選抜実施要項において以下の見直しを行うこととする(別添「令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ(案)」参照)。

「第1 基本方針」について

- 「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)において整理された大学入学者選抜に求められる原則*を基本方針に反映する。

※大学入学者選抜に求められる原則

- ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
 - ②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
 - ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施
- 受験機会・選抜方法における実質的公平性の追求の観点から、多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示として「障害の有無」及び「居住地域」を追加する。

「第3 入試方法」について

- 各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理する。
- 各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、「専門学科・総合学科卒業生」、「帰国生徒、社会人」、「家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者(例えば、理工系分野における女子等)」のような、多様な入学者の選抜を工夫することが望ましいことを追加する。

「第6 学力検査等」について

- 個別学力検査を実施する際の留意事項として、入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましいことを追加する。

- 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の活用を従来どおり規定するとともに、その活用之际して、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たつての配慮の例^{*}を追加する。

※ 学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用すること等。

- 高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用することを追加する。

「第 13 その他注意事項」について

- 障害のある入学志願者への合理的配慮の充実を図るため、その内容を決定する際には、一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めることを明記する。

「別紙様式1(調査書)」について

- 調査書は指導要録に基づき作成する原則や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえて、簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせて、例えば「7. 指導上参考となる諸事項」の欄を簡素化するなどの様式の見直しを行うとともに、枚数は表裏の両面1枚とする。

令和7年度大学入学選抜実施要項直しイメージ(案)

令和4年度大学入学選抜実施要項	イメージ案
<p>第1 基本方針</p> <p>大学入学選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努め</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>大学入学選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、当該大学において学修し、卒業するために大学への入口段階で入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、<u>受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。</u>その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、<u>居住地域等</u>に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。</p> <p>あわせて、<u>大学入学選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</u></p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努め</p>

<p>る。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）</p> <p>② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）</p> <p>③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p> <p>第2 アドミッション・ポリシー</p> <p>アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。</p> <p>(以下略)</p> <p>第3 入試方法</p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に</p>	<p>る。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）</p> <p>② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）</p> <p>③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p> <p>第2 (同左)</p> <p>第3 入試方法</p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の</p>
---	---

<p>能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。</p> <p>その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>* 入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、ブレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な探究の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等</p> <p>(1) 一般選抜 <u>学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加え、</u> <u>えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせ</u> <u>て、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。</u></p> <p>(2) 総合型選抜 <u>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせたこと</u> <u>によって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識</u> <u>等を総合的に評価・判定する入試方法。</u> この方法による場合は、以下の点に留意する。 ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、 入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。</p> <p>* 入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく</p>	<p>評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。</p> <p>* 入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、ブレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。</p> <p>2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 総合型選抜 <u>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせたこと</u> <u>によって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識</u> <u>等を総合的に評価・判定する入試方法。</u> この方法による場合は、以下の点に留意する。 ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、 「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料* を積極的に活用する。</p> <p>* 入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。</p> <p>② 総合型選抜の趣旨に鑑み、合否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合には、当該職業分野を指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく</p>
--	--

<p>く、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(2) <u>学校推薦型選抜</u></p> <p>出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② (同左)</p>	<p>く、<u>大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*</u>のうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(3) <u>学校推薦型選抜</u></p> <p>出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、<u>大学入学共通テスト又はその他の評価方法等</u>のうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② (同左)</p>
<p>2 <u>上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。</u></p> <p>(1) <u>高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込み者（専門学科・総合学科卒業生選抜）</u></p> <p><u>この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。帰国生徒選抜）又は社会人（社会人選抜）</u></p> <p><u>この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じた選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論</u></p>	<p>く、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>*例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。</p> <p>(2) <u>学校推薦型選抜</u></p> <p>出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。</p> <p>① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。</p> <p>② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。</p> <p>(3) <u>専門学科・総合学科卒業生選抜</u></p> <p><u>高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。</u></p> <p>(4) <u>帰国生徒選抜・社会人選抜</u></p> <p><u>帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。</u></p>

<p>この方法による場合は、<u>外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</u></p> <p>(新規)</p> <p>3 <u>上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</u></p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和4年1月15日、16日 追試験 令和4年1月29日、30日</p> <p>2 <u>各大学で実施する一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</u> (1) 試験 期日 令和4年2月1日から3月25日までの間 なお、「見直しに係る予告」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法は、令和4年2月1日</p>	<p><u>文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</u></p> <p>(3) <u>家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持つた者</u> <u>この場合は、家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。</u> <u>その際には、こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。</u></p> <p>3 <u>入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</u></p> <p>第4 試験期日等</p> <p>1 (P)</p> <p>2 <u>第6の1に示す個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日については、次により適宜定める。</u> (1) 試験 期日 令和7年2月1日から3月25日までの間 なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法は、令和7年2月1日より前から実施することがで</p>
---	--

<p>よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和4年3月31日まで</p> <p>3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。</p> <p>6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。</p> <p>第5 調査書</p> <p>1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。</p> <p>なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。</p> <p>各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。</p>	<p>きるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。</p> <p>5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。</p> <p>6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合は、上記2(1)によることを要しない。</p> <p>第5 調査書</p> <p>1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。</p> <p>なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。</p> <p>各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、<u>入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する観点から、以下の点に留意し、調査</u></p>
---	--

<p>書を十分に活用する。</p> <p>(1) <u>調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」</u>だけではなく、<u>調査書の他の記載事項も有効に活用すること。</u></p> <p>(2) <u>大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。</u></p> <p>なお、<u>必修修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>3. <u>各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容などのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。</u></p> <p>4. <u>各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に④と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。</u></p> <p>5. <u>各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができる。</u></p> <p>6. <u>過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</u></p> <p>7. <u>上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周</u></p>
<p>書を十分に活用する。</p> <p>(1) <u>調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」</u>だけではなく、<u>調査書の他の記載事項も有効に活用すること。</u></p> <p>(2) <u>大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。</u></p> <p>なお、<u>必修修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>3. <u>過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</u></p> <p>4. <u>上記3の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することなどにより周</u></p>

<p>知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。</p> <p>(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サートファイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。</p>	<p>知を図ることが望ましい。</p> <p>5 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第6 学力検査等</p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。</p> <p>なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。</p> <p>(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たって</p>	<p>第6 学力検査等</p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>

<p>は、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。</p> <p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。 (新規)</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② <u>入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。</u></p> <p>③ (同左)</p> <p>(6) (同左)</p>
<p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込みに比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>(6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。</p>	<p>2 大学入学共通テストの利用 大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和4年度大学入学共通テスト実施大綱」(令和2</p>
<p>2 大学入学共通テストの利用 大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和5</p>	<p>2 大学入学共通テストの利用 大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和5</p>

<p>年 月 日付け2 文科高第 280 号文部科学省高等教育局長通知) の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。</p> <p>(2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。</p> <p>(4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用 入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われまいよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用 (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客</p>	<p>年 月 日付け5 文科高第 号文部科学省高等教育局長通知) の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用 入学志願者の「<u>自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力</u>」や「<u>思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力</u>」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われまいよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p> <p>4 資格・検定試験等の成績の活用 (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客</p>
--	---

<p>観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p><u>その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きいため、入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集区分において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。</u></p>	<p>観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>(新規)</p> <p>② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考ええる力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の</p>
<p>観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p><u>その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きいため、入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集区分において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。</u></p>	<p>② 高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を適切に</p>

<p>確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。</p> <p>5 志願者本人が記載する資料等の活用 活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。</p> <p>第8 募集人員</p> <p>1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。 なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。</p> <p>2 大学における<u>学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。</u> 短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、<u>学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</u></p> <p>3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。</p> <p>4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。</p> <p>第10 募集要項等</p> <p>1 募集要項</p> <p>(1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出</p>	<p>判断し、<u>分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。</u>また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、<u>大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくこと</u>が望ましい。</p> <p>5 (同左)</p> <p>第8 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。 短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、<u>学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>第10 募集要項等</p> <p>1 募集要項</p> <p>(1) (同左)</p>
---	---

<p>願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3年12月15日までに発表する。</p> <p>(2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのにかについて、募集要項等に明記する。</p> <p>(3) 第3の1(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの<u>入試方法の区分ごと</u>にその<u>内容や区分を設ける理由</u>を示した上で、(1)に掲げる募集要項等を記述する。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限り、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。</p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよ</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 第3の<u>入試方法</u>について、<u>アドミッション・ポリシー</u>に基づき、<u>評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、募集要項を分けることとし、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集要項等を記述する。</u></p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>第13 その他注意事項</p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよ</p>
--	--

<p>う配慮する。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」，「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」について（平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに，「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題，ICT機器の活用，拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定，試験場への乗用車での入構，座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長，文書による注意事項の伝達，試験室入り口までの付添者の同伴，介助者の配置など</p>	<p>合理的配慮の内容を決定する際には，<u>障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし，事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ，相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。</u></p> <p>また，「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ，各大学において，入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は，障害等のある入学志願者に対し，アドミッション・ポリシー，募集人員，出願要件，出願手続，試験期日，試験方法，試験場，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など，出願等に必要事項の伝達においても，合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また，入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど，情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情</p>
<p>う配慮する。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」，「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」について（平成29年3月29日付け28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに，「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題，ICT機器の活用，拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定，試験場への乗用車での入構，座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長，文書による注意事項の伝達，試験室入り口までの付添者の同伴，介助者の配置など</p>	<p>また，「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成28年3月31日付け27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ，各大学において，入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は，障害等のある入学志願者に対し，アドミッション・ポリシー，募集人員，出願要件，出願手続，試験期日，試験方法，試験場，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など，出願等に必要事項の伝達においても，合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また，入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど，情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情</p>

<p>報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し <u>つつ事前相談体制の構築・充実に努める。</u></p> <p>2～9 (略)</p>	<p>報を公開すること。</p> <p>2～9 (同左)</p>
--	----------------------------------

※		※		※		※		※		※	
5.	総合的な学習の時間の内容・評価	<p>各 学 校 が 定 め た 評 価 の 観 点 の 中、 生 徒 の 学 習 状 況 に 顕 著 な 事 項 が 有 る 場 合 な ど に、 生 徒 に ど の よ う な 力 が 身 に 付 い た か を 端 的 に 記 述 す る。</p>									
6.	特別活動の内容・記録	<p>文章記述を改め、各学校が設定した観点に照らして十分満足できる活動状況にあると判断される場合、○印を記入する。</p>									
7.	指導上参考となる諸事項	<p>要点を簡条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめる。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記載された内容を基に記入する。</p>									
8.	備考	<p>現在、各大学は、志願者が大学の指定する特定の分野（保健体育、芸術、家庭・情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載できるよう求めることができるが、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出する。</p>									
9.		出欠の記録		学年		学年		学年		学年	
区分	授業日数	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
出席停止・忌引き等の日数	出席日数	出欠日数		出席日数		出欠日数		出席日数		出席日数	
留学中の授業日数	備考	備考		備考		備考		備考		備考	
出席しなければならぬ日数											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する											
学 校 名	年 月 日										
所 在 地											
校 長 名	印	記載責任者職氏名									

※		※		※		※		※		※	
5.	活動内容の評価	<p>第 1 学 年 第 2 学 年 第 3 学 年 第 4 学 年</p>									
6.	特別活動の内容・記録	<p>(1)学習における評価等 (2)行動の評価、特技等 (3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等 (4)取得資格、検定等 (注)専門学校や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得時期等 (5)表彰・顕彰等の記録 (注)各種大会やコンクール等における成績、時期 (6)その他 (7)国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学者検定試験における成績、期間等 (8)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (9)その他 (10)行動の評価、特技等 (11)学習における評価等 (12)取得資格、検定等 (13)表彰・顕彰等の記録 (14)取得資格、検定等 (15)表彰・顕彰等の記録 (16)その他 (17)行動の評価、ボランティア活動、留学・海外経験等 (18)取得資格、検定等 (19)表彰・顕彰等の記録 (20)その他</p>									
7.	指導上参考となる諸事項	<p>(1)学習における評価等 (2)行動の評価、特技等 (3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (4)取得資格、検定等 (5)表彰・顕彰等の記録 (6)その他 (7)国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学者検定試験における成績、期間等 (8)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (9)その他 (10)行動の評価、ボランティア活動、留学・海外経験等 (11)学習における評価等 (12)取得資格、検定等 (13)表彰・顕彰等の記録 (14)取得資格、検定等 (15)表彰・顕彰等の記録 (16)その他 (17)行動の評価、ボランティア活動、留学・海外経験等 (18)取得資格、検定等 (19)表彰・顕彰等の記録 (20)その他</p>									
8.	備考	<p>現在、各大学は、志願者が大学の指定する特定の分野（保健体育、芸術、家庭・情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを備考欄に記載できるよう求めることができるが、これらの事項については調査書以外の資料で、志願者本人から直接大学に提出する。</p>									
9.		出欠の記録		学年		学年		学年		学年	
区分	授業日数	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
出席停止・忌引き等の日数	出席日数	出欠日数		出席日数		出欠日数		出席日数		出席日数	
留学中の授業日数	備考	備考		備考		備考		備考		備考	
出席しなければならぬ日数											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する											
学 校 名	年 月 日										
所 在 地											
校 長 名	印	記載責任者職氏名									

<p style="text-align: center;">調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格 A 4 判 (210 × 297mm) 上質紙 (57.5kg 程度) とし、<u>表裏の両面</u>を使って作成すること。なお、<u>枚数は任意とする。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大学が希望する場合、学習成績概評 A に属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に④と標示することができる。</u></p> <p><u>この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならぬものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、<u>各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。</u></p> <p>なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>11 「特別活動の記録」の欄には、<u>特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 調査書は、日本産業規格 A 4 判 (210 × 297mm) 上質紙 (57.5kg 程度) とし、<u>表裏の両面 1 枚</u>を使って作成すること。</p> <p>5～8 (同左)</p> <p>9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>10 (同左)</p> <p>11 「総合的な探究の時間の記録」の欄には、<u>指導要録と同様に、総合的な探究の時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記入することとする。</u></p> <p>なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。</p> <p>12 「特別活動の記録」の欄には、<u>指導要録と同様に、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到照らし</u></p>
---	--

<p>(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。</p> <p>所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。</p> <p>(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。</p> <p>① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。</p> <p>② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。</p> <p>1.2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。</p> <p>(1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴（積極性など）を具体的に記載すること。</p> <p>(2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴（積極性など）を記載すること。</p> <p>(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。</p> <p>(4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。</p> <p>(5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。</p> <p>(6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関する所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。</p>	<p>十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入すること。</p> <p>1.3 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同様に、要点を簡潔書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。</p> <p>その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入することとする。</p>
---	--

<p>上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。</p> <p>なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。</p> <p>14 「備考」の欄には、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。</p>	<p>記入する内容が、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。</p> <p>なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。</p> <p>14 「備考」の欄には、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。</p>
<p>なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局国際課・初等中等教育局事務連絡）参照）。</p> <p>また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。</p> <p>15及び16（同左） （削除）</p>	<p>なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局国際課・初等中等教育局事務連絡）参照）。</p> <p>また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。</p> <p>15及び16（略）</p> <p>17 <u>新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予</u></p>

	<p>定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇 〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中 止。」）。</p>
--	---

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な探究の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月

19. 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学
入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」に
ついて（通知）

3 文科高第 7 0 1 号
令和 3 年 9 月 2 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
増 子 宏

「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱
の予告（補遺）」について（通知）

「『令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告』及び『令和 7 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告』について」（令和 3 年 7 月 30 日付け 3 文科高第 471 号文部科学省高等教育局長通知）において、大学入学共通テストの出題科目の試験時間及び現行の教育課程（平成 21 年 3 月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対する経過措置については、決定次第速やかに公表する予定であることを通知していたところ、この度、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙 1 のとおりとすることとしましたので、お知らせします。

各国公立大学におかれては、新学習指導要領に対応した令和 7 年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等については、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、2 年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表するよう、改めてお願いします。

なお、別紙 1 に関し、『情報 I』の経過措置の実施について、大学入学者選抜協議会における合意形成の過程や実施する際の考え方を、別紙 2 のとおり取りまとめていますので、『情報 I』の利用を検討する際に御参照ください。

本件について、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市

区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡, 半井野, 上田

T E L : 03-5253-4111 (内線 2469, 4902)

F A X : 03-6734-3392

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告(補遺)

1. 実施期日等

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストは、2日間で実施するものとする。

なお、具体的な実施期日については、令和5年6月初旬までに通知を予定している「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定めることとする。

2. 出題教科・科目の試験時間

地理歴史、公民、数学①(『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』)、理科及び外国語の試験時間は、「令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」(令和3年6月4日付け3文科高第285号文部科学省高等教育局長通知)に定める試験時間と同様とする。

国語、数学②(『数学Ⅱ、数学B、数学C』)及び情報の試験時間については、以下のとおりとする。

- (1) 国語：現在測定している内容を維持した上で多様な文章を提示する観点から、90分とする。
- (2) 数学②：出題範囲が「数学Ⅱ」、「数学B」及び「数学C」となり、選択解答する項目数が2から3へ増加するため、70分とする。
- (3) 情報：出題範囲や他教科の試験時間等を考慮し、60分とする。

以上を踏まえ、各教科・科目の試験時間は次のとおりとする。

教科	グループ	出題科目	試験時間
国語		『国語』	90分
地理歴史		『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合、歴史総合、公共』	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
公民		『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合、歴史総合、公共』(再掲)	
数学	①	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』	70分
	②	『数学Ⅱ、数学B、数学C』	70分
理科		『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』 ※『英語』については、ICプレーヤーを使用する試験も実施。	80分 【ICプレーヤーを使用する試験】 60分 (うち解答時間 30分)
情報		『情報Ⅰ』	60分

3. 現行の教育課程履修者への経過措置

現行の教育課程(平成 21 年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程)を履修した入学志願者に対しては、次のとおり経過措置科目を出題することとし、その詳細については、大学入試センターにおいて定めるものとする。

教科	グループ	経過措置科目	試験時間
地理歴史		『旧世界史A』、『旧世界史B』、 『旧日本史A』、『旧日本史B』、 『旧地理A』、『旧地理B』	1科目選択 60分 2科目選択 130分 (うち解答時間 120分)
公民		『旧現代社会』、『旧倫理』、『旧政治・経済』、 『旧倫理、旧政治・経済』	
数学	①	『旧数学 I 』、『旧数学 I ・旧数学A』	70分
	②	『旧数学 II ・旧数学B』、『旧数学 II 』、『旧簿記・ 会計』、『旧情報関係基礎』	70分

新たな出題科目『情報 I 』については、現行の教育課程における選択必履修科目「社会と情報」「情報の科学」に対応する経過措置を講じることとする。経過措置科目を出題するか、『情報 I 』の試験問題の中に選択解答できる問題を出題するかは、今後、大学入試センターにおいて検討する。

また、理科については、新教育課程(平成 30 年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程)及び現行の教育課程の間で、学習指導要領及び教科書において扱いが異なる内容に関しては、必要に応じて、現行の教育課程履修者が選択解答可能な問題を出題する場合があります。

『情報Ⅰ』の経過措置の取扱いについて

令和 3 年 9 月 29 日
大学入学者選抜協議会

協議の前提

大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)は、大学への入学志願者を対象に、高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的としており、そこで出題される科目のうち、受験生にどのような科目を課すかは、各大学が入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき個別学力検査やその他の資料と組み合わせて判断するものである。

その上で、導入趣旨を踏まえ『情報Ⅰ』を課す大学において、現行の教育課程を履修した既卒者等(以下「既卒者」という。)に適切な配慮ができるよう、経過措置について、大学・高等学校関係者で合意形成を図るものである。

協議の経過

大学入試センター試験では、新学習指導要領の実施に伴い出題教科・科目を改める際には、既卒者に対する経過措置を講じ、既卒者のうち希望する者が、経過措置問題により受験することとしてきた。

令和7年度大学入学者選抜に係る共通テストから出題する『情報Ⅰ』については、共通第1次学力試験、大学入試センター試験を通じても、教科として初めての追加の出題となることから、「情報Ⅰ」とは目標、内容等が大きく異なる現行の「社会と情報」又は「情報の科学」を履修した既卒者への配慮について、特に検討が必要となった。

このため、大学入学者選抜協議会においてA案(センターにおいて経過措置問題を作成する)及びB案(経過措置問題を作成せず、各大学において措置を講じる)について協議した。

まず、A案については、

- 1) 「社会と情報」「情報の科学」に関する問題作成の蓄積がなく、「情報Ⅰ」とはその目標、内容等が大きく異なるため、それぞれの学習の達成の程度を判定する試験は作成できたとしても、測定できる能力は同一ではなく、難易度の調整には困難が伴うこと、
- 2) 既卒者にとっては、共通テストで課されることを前提に学んでいなかった科目であり、令和7年度入試を受ける際には、現役時には課されていなかった科目が新たに経過措置問題として課されることになるが、そのことが妥当かどうか、といった意見があった。

次に、B案については、

- 1) 経過措置問題を作成しない場合、卒業見込み者と既卒者の成績をどう調整するか検討が必要となるが、それを各大学に委ねることは、『情報Ⅰ』を利用する大学によって対応がまちまちになり、受験生が混乱するおそれがあること、
- 2) 利用方法に関する統一的な指針の策定については、各大学はアドミッション・ポリシーに基づき、多様な形で共通テストを利用していることから、大学間で統一した方法をとることにつ

いて合意形成が困難であり、指針の内容によっては、却って『情報Ⅰ』を導入する趣旨が損なわれるおそれがあること、
といった意見があった。

このように、A案、B案ともに課題があるが、A案の課題については、次項のとおり、予想される課題に対応することで、受験生の立場に立ったより適切な対応が可能になると考えられる。

令和7年度大学入学者選抜に係る共通テスト出題科目『情報Ⅰ』の経過措置

令和7年度大学入学者選抜に係る共通テストから新たに『情報Ⅰ』を出題するに当たり、既卒者に経過措置問題を作成することについては、新教育課程の「情報Ⅰ」と現行の教育課程の「社会と情報」「情報の科学」の目標、内容等が大きく異なること、前年度までは共通テストの試験科目として課されることのなかった科目が出題されることなど、従来の経過措置とは異なる点があるが、既卒者、卒業見込み者の双方に配慮し、以下の点を踏まえた上で、既卒者のうち希望する者に選択可能な経過措置問題を出題することが、より適切であると判断される。

- (1) 大学入試センターは、新教育課程における「情報Ⅰ」及び現行の教育課程における「社会と情報」「情報の科学」の、それぞれの科目の目標、内容等に基づき、既卒者が選択可能な経過措置問題を作成する。経過措置問題の作成は、他教科と同様、1年に限る措置とする。その際、既卒者用に経過措置科目を出題するか、『情報Ⅰ』の試験問題の中に既卒者用の選択問題を出題するかは、今後、大学入試センターにおいて検討する。
- (2) 得点調整については、実施を望む意見が多いことを十分踏まえつつ、大学入試センターにおいて、得点調整の対象とするかどうか及び対象とする場合の方法について、専門家の意見を聞いて検討する。
- (3) 大学入試センターは令和4年度中に試作問題(経過措置問題を含む)を公表する。
- (4) 各大学は、『情報Ⅰ』の取扱いも含め、令和7年度大学入学者選抜において利用する共通テストの科目について、大学入試センターにおける上記(1)、(2)の検討状況も勘案しつつ、文部科学省から本年7月30日付けで通知されているとおり、2年程度前を待たず、可能な限り早期に決定し、各大学のホームページ等で公表する。また、各大学は、令和7年度大学入学者選抜における『情報Ⅰ』の利用に当たっては、本協議会における協議の経過も参考に学内で十分に検討した上で、それぞれのアドミッション・ポリシー等に基づき、利用の考え方について明確にするよう努める。
- (5) 各高等学校は、既卒者となった場合には新たに『情報Ⅰ』の経過措置問題が出題されることについて、生徒への周知に努める。

20. 「大学入学者選抜における多面的な評価 の在り方に関する協力者会議」 審議のまとめ（令和3年3月31日）

【以下を参照】

文部科学省HPトップ > 政策・審議会 > 審議会情報
> 調査研究協力者会議等（高等教育） > 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議
> 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議 審議のまとめ

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/106/toushin/mext_00685.html

21. 「大学入試のあり方に関する検討会議」 提言（令和3年7月8日）及び参考資料

【以下を参照】

文部科学省HPトップ> 政策・審議会 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等（高等教育） > 大学入試のあり方に関する検討会議 > 大学入試のあり方に関する検討会議 提言

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/103/toushin/mext_00862.html

22. 大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について（通知）

入学者選抜におけるミスについて

- 文部科学省より、毎年度12月上旬頃に、大学入学者選抜における出題・合否判定ミス等の防止について、各大学に通知している。

【概要】

・毎年、大学入試において、出題・合否判定ミス、募集要項の作成段階でのミス、追加合格手続きにおけるミス等が発生していることを踏まえ、

- ① 出題・合否判定ミス等がないよう留意して実施すること
- ② ミスが生じた場合は、受験生等への情報提供を含め必要な対応や文部科学省大学入試室に対する第一報を行うとともに、速やかに報告書を提出すること
- ③ 近年の事例を参考に、作題や試験実施の参考とすること

- 入学者選抜におけるミスの件数は増加傾向。

平成19年度 142大学 232件 ⇒ 令和2年度 218大学 476件(76大学増、244件増)



各大学において、**ミスの防止に向けた対応**を行う必要

入学者選抜におけるミスの防止に係る新たなルールの概要

平成31年度大学入学者選抜実施要項(高等教育局長通知)において、以下の事項を新たに規定。

① 入試情報の取り扱い

- ・ **試験問題、解答は原則として公表(平成30年度 972大学/1032大学・短期大学 公表)**
- ・ **ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数若しくは標準的な解答例を公表**

② 体制の強化

- ・ **学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括するなど、入学者選抜全体のガバナンス体制を構築**

③ 点検の複数回化

- ・ **問題作成時の点検だけでなく、試験実施中や試験実施後においても点検**
- ・ **チェック体制自体も不断に点検**

④ 外部から指摘があった場合の対応

- ・ **外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な対応で検証**

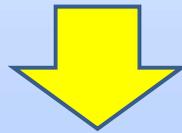
入学者選抜におけるミスについて 事例①

<事例>試験当日の運営に関するミス

試験終了直前に受験生から問題に対する質疑があり、試験実施本部で検討の結果、補足説明を行うとともに試験時間を全員10分延長することとした。
しかし、一部の試験室では伝達が間に合わず時間延長が行われなかった。

本事例は、試験実施本部から試験室への伝達に想定以上の時間がかかった
緊急時対応についての事前の想定が不十分さが原因。

「試験実施本部からの伝達にかかる所要時間」、
「緊急時に必要な体制の検討」
などといった点についても、十分な想定が必要。



教員、事務職員等関係者が一体となり、**緊急時の対応における迅速性及び公平性の確保を含めた**円滑な試験実施・伝達体制の確立に努めること。

入学者選抜におけるミスについて 事例②

<事例>問題作成に関するミス

1. 「 h^2 」とすべきところ「h」と誤記してしまったなど数式・記号の誤り。
2. 「池田勇人」を「池田隼人」と誤記してしまったなど漢字の誤り。
3. 漢字の読みを問う問題で「雑言」について「ぞうげん」という読みを誤りとしていたが、辞書等によればその読み方も誤りとは言えなかった。
4. 誤りとしていた選択肢が、最新の研究では誤りとは言えなかった。
5. 100点満点としていたが、素点を合計すると合計が95点しかなかった。
6. 問題の校正・点検の最終段階で急きょ問題を差し替えたが、差替え後の点検が不十分であったため出題ミスが発生。 など

本事例のような誤記、正答の不存在／複数存在はミス報告の中で**最多**。

ほとんどが**点検の不十分さに起因**。
試験実施後・合否発表後のミス発覚も多い。



試験問題の点検については、**試験実施直前に点検するだけでなく、試験開始後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重三重に点検を行う**こと等により、ミスの防止及び早期発見に努めること。なお、問題の文面だけでなく、**問題の内容についても解答が導き出せるか確認すること**。特に**外部からの指摘等によりミスの可能性が判明した場合には、組織的な体制で検証を行うこと**。

入学者選抜におけるミスについて 事例③

＜事例＞試験当日及び事後の運営に関するミス

1. 別の日程の問題用紙を誤って配付した。
2. 回収した解答用紙の枚数が不足していた。
3. 面接担当教員が面接試験開始時刻を勘違いしており、試験開始時刻に遅刻した。
4. ホームページで合格発表する際、設定を誤り、正規の時間前に公表した。
5. 合否通知を誤った住所に発送した。
6. 採点の際、小問の合計得点の計算を誤った。
7. 誤って別日程の配点表・採点表で採点を行った。

本事例は、責任者の指示不足や事務の確認不足などが背景にあるが

実施体制の不十分さが原因。

教員と事務職員が連携し相互に補完するような体制をとることが重要。



- ・**入学者選抜業務のプロセス全体を把握**した上で、ミスを防止するためのガイドラインを作成すること等により、**業務全体のチェック体制を確立**すること。また、入学者選抜に関わる者の責務を明確にし、**責任をもって業務を行うよう注意を喚起**すること。
- ・各担当の**業務は必ず複数人で行い、相互に確認する体制を確立**すること。

入学者選抜におけるミスについて 事例④

＜事例＞入試管理システムに関するミス

1. 入試管理システム改修時のプログラム誤りにより不正確な得点集計があった。
 - ・総得点が300点となるべきところ、二重に加算され600点で計算されていた。
 - ・特定の科目の得点が加算されていなかった。
 - ・特定の大問だけ得点が2倍で計算されていた。
2. 100点満点を150点満点に換算すべきところ、入試管理システムのプログラム改修に反映されていなかった。

本事例は、

- ・システム改修後の検証作業として仮定データ等を用いたテスト計算を行わなかった
- ・テスト計算は行ったが、改修した部分のみの確認にとどまり、得点集計全般に対する検証は行わなかった
- ・合否判定資料の出力帳票について、配点や合計点等の確認を行わなかった
- ・各部局においても判定資料の配点や得点の誤りがないことを前提として合否判定を行った
- ・システム担当部署、入試担当部署、各部局で役割分担が明確化しておらず、誰かが作業・確認するものとの曖昧な側面があった
- ・募集要項の配点等の変更点をシステム改修請負業者に明確に伝えていなかった(仕様書に募集要項を参照するよう記載したのみ)
- ・募集要項の配点等の変更点がマニュアルやチェックリストに反映されておらず、誤りのあるマニュアルやチェックリストに基づいてシステム改修やチェックが行われたため、ミスを発見できなかった。

など、**点検・確認の不十分さが原因**



- ・**改修したシステムの納品時の検証や得点集計時の検証**を確実に行うこと。
- ・配点等のチェックは、マニュアルやチェックリストだけでなく(又は別途資料を作成するのではなく)、**募集要項本体との照合**を行うこと。**システム改修請負業者にも変更点を明確に伝える**こと。
- ・**関係部署における役割分担と責任を明確化・明文化**し、発注漏れやチェック漏れ等がないようにすること。
- ・**計算結果が理論値を超えたら「エラー」表示が出る機能**や**設定の誤りを自律的に検出できる機能**を加えるなどのプログラムのアップデートも考えられること。

23. 大学入学者選抜の公正確保等に向けた 方策について（最終報告）

【以下を参照】

文部科学省HPトップ> 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学入学者選抜について > 大学入学者選抜の公正確保等について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatu/1417494.htm

24. 入試問題における著作物の取り扱い について

入試問題における著作物の取り扱いについて

入試問題においては、数多くの著作物が使用されています。著作権法では、入試問題に必要と認められる限度で、権利者の許諾を得ずに著作物を利用することができますが、その出所を明示する慣行があるときは、出所を明示しなければならないとされています（著作権法第 36 条、第 48 条第 1 項第 3 号）。

また、入試に出題された問題を受験者等の参考とするために公表する場合には、権利者の許諾が必要ですが、その前提として、出所が明らかである必要があります。

なお、大学が教材会社等に対し、自らの作成した入試問題の使用許諾を与える場合には、問題中に掲載されている著作物の権利者の許諾が必要である点に注意する旨を伝えるなど、当該教材会社等に適切な著作権処理の実施を促していただきますようお願いいたします。

入試問題における著作物の使用にあたっては、著作権の適切な取り扱いについて、引き続き御留意・御協力いただきますようお願い申し上げます。

【本件照会先】

(入試一般について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

TEL 03-5253-4111 (内線 2495)

FAX 03-6734-3392

e-mail : gaknyusi@mext. go. jp

(著作権法の解釈について)

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室

TEL 03-5253-4111 (内線 2847)

FAX 03-6734-3813

e-mail : ckanri@bunka. go. jp

25. 委託事業による調査研究の成果 について

委託事業による調査研究の成果について

(情報学的アプローチによる「情報科」大学入学者選抜における評価手法の研究開発(平成28～30年度大学入学者選抜改革推進委託事業)、国内における数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を習得できると考えられる入学者選抜の状況に関する調査研究(令和2年度先導的大学改革推進委託事業))

情報学的アプローチによる「情報科」大学入学者選抜における評価手法の研究開発

【背景】

- 高大接続改革を実現するためには、高等学校教育と大学教育の接続面である大学入学者選抜において、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価し、大学教育における質の高い人材育成につなげていくことが重要であることから、個別大学の入学者選抜において、「思考力等」等を十分に把握、評価することが必要
- 個別大学の入学者選抜における「思考力等」等の評価を効果的・効率的に推進するため、代表大学と連携大学等の協働により、以下の調査研究を実施し、その成果を発信・普及
 - ① 個別大学の入学者選抜改革における課題の調査分析及び分析結果を踏まえた改革の促進方策に関する調査研究
 - ② 次期学習指導要領改訂の方向性等も踏まえた「思考力等」等をより適切に評価する教科・科目横断型・総合型の評価手法等をより適切に評価する面接等の手法に関する研究・開発
- 実施区分のうち、情報分野の評価手法について、大阪大学(代表校)・東京大学・情報処理学会が研究開発

【概要】

情報学的なアプローチから新しい大学入学者選抜試験の評価方法について検討

- CBTに関する知見(情報科の評価に加え、他教科の評価に対しても活用が期待できることから、CBTシステム及びマニュアルを整備)
- 情報科で得られるCBT活用に関する知見を体系的に整理することにより、他教科の評価手法の検討に利用

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1412881.htm

国内における数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を習得できると考えられる入学者選抜の状況に関する調査研究

【背景】

- 「AI戦略2019(令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)」においては、「データサイエンス・AIを理解し、各専門分野で応用できる人材の育成」が求められているところ、大学入学者選抜においても、将来的に各専門分野で数理・データサイエンスの知識を応用できる能力を有した人材を選抜する大学への重点的な支援が求められている。
- 数理・データサイエンス・AIの応用基礎力を習得できると考えられる入学者を選抜する大学の取組事例を把握し、成果を周知することにより各大学の理解の促進を進め、「AI戦略2019」の目標実現に資することを目的として実施。

【概要】

- アンケート調査により、各大学の取組状況の全体像を把握
- 他大学の参考となる取組を実施していると考えられる大学へ、具体的な実施状況のヒアリング

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418380.htm